

平成 2 3 年各会計定例監査
(平成 2 2 年度執行分)報告書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成23年各会計定例監査（平成22年度執行分）の結果に関する報告を次
のとおり提出する。

平成24年2月14日

東京都監査委員	石 毛 しげる
同	林 田 武
同	友 渕 宗 治
同	筆 谷 勇
同	金 子 庸 子

目 次

第1	監 査 の 概 要	1
第2	監 査 結 果 の 大 要	2
第3	重 点 監 査 事 項	5
第4	東 京 都 財 務 諸 表 の 監 査	2 2
第5	監 査 の 結 果 (各 局 別)	3 7
	財 務 局	3 7
	生 活 文 化 局	3 8
	都 市 整 備 局	4 1
	環 境 局	4 5
	福 祉 保 健 局	4 8
	病 院 経 営 本 部	5 8
	産 業 労 働 局	6 5
	中 央 卸 売 市 場	7 4
	建 設 局	7 5
	港 湾 局	8 1
	東 京 消 防 庁	8 5
	交 通 局	8 8
	水 道 局	9 2
	下 水 道 局	1 0 0
	教 育 庁	1 0 1

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成23年定例監査を実施した。

2 監査期間

平成23年1月7日から平成24年1月26日まで
局別の詳細は別表1（P. 24）のとおりである。

3 監査対象局

知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。実地監査場所は、別表2（P. 25）のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率（%）
本 庁	138	138	100
事業所	760	315	41.4
計	898	453	50.4

4 監査対象範囲

平成22年度における各局の予算の執行、財産の管理等を対象として実施した。
なお、平成22年度東京都財務諸表の作成についても併せて検証した。

5 監査の観点

合規性の観点に加え、経済性、効率性、有効性の観点から監査を行った。

合規性：法令等に則っているか

経済性：より少ない経費や労力で同様の効果を得られないか

効率性：同様の経費や労力でよりよい効果を得られないか

有効性：目的に適った効果を上げているか

第2 監査結果の概要

今回の監査の結果、是正・改善すべき事務が認められたので、表2のとおり、15局に対し、約40億円の契約等について、74件の指摘、3件の意見・要望を行った。このうち、不経済支出や収入漏れなどを指摘したものは20件で、指摘金額は約4,139万円である。

詳細は、「第5 監査の結果（各局別）」（P. 37）のとおりである。

（表2）指摘事項、意見・要望事項の局別件数

局名	指摘事項					意見・ 要望事項	合 計
	歳 入	歳 出	財 産	その他	小 計		
財務局		1			1		1
生活文化局		3			3	1	4
都市整備局	2	2			4		4
環境局		2		1	3		3
福祉保健局	3	7			10		10
病院経営本部		8			8		8
産業労働局	8	1			9		9
中央卸売市場		1			1		1
建設局	1	3			4		4
港湾局		3	1	1	5		5
東京消防庁		2			2		2
交通局	1	3	1		5	1	6
水道局	3	4		2	9		9
下水道局		1			1		1
教育庁	2	3		4	9	1	10
合計	21	43	2	8	74	3	77

1 主な指摘事項及び意見・要望事項

（1）不適正な契約事務について

松沢病院は、本来、購入契約締結後に物品を納入させるべきところ、先に物品を納入させ後日まとめて契約するなど、適正でない契約事務をしていた。

このような不適正な契約事務手続については、平成21年の定例監査でも同様な指摘を行っており、病院に係る契約指導等を所管するサービス推進部に指導の徹底を求めていた。

（病院経営本部、P. 62）

(2) 河川占用物件管理システムの運用支援委託について

建設局は、河川占用物件管理システムを構築し、河川敷地の占用許可に係る事務を行っているが、システムの運用支援委託契約で、

- ① 保守などの業務量を前年度までの作業実績と比べて過大に算定している
- ② 使用しない機能を改善するなど、不要な機能改善を実施している

などにより、約1,452万円の契約金額のうち、約140万円が不経済支出となっている。

(建設局、P. 77)

(3) 再リース時のリース料について

再リース時のリース料は当初リース料の1/10程度になるが、駒込病院は、高周波温熱治療装置を再リースする際に、誤って、当初リース料の1/5程度の金額で契約した。

その結果、約1,258万円の不経済支出が発生している。

(病院経営本部、P. 60)

(4) 土地売り払い契約の保証金について

水道局は、町田市に所在する1,114㎡の土地を5,558万円で売り払う契約を締結し、その後、相手方の債務不履行のため契約を解除している。

土地の売り払いに当たっては、契約時に10%の契約保証金を納めさせ、相手方の債務不履行による契約解除の際は契約保証金は局の所有に帰することとなっているが、この契約の締結時には、保証金免除の意思決定をしないまま、保証金を納めさせていなかった。

(水道局、P. 96)

(5) 配水管工事の監理について

水道局北部支所は、配水管布設替工事契約（契約金額：約2億2,431万円）により布設した配水管に破損事故が発生したため調査したところ、破損箇所の配水管の土被りが浅く、施工の適正性を調査する必要があることを工事完成検査の前に確認していた。

支所は、直ちに局の検査部門へ通報を行う必要があったにもかかわらず、これを行わなかったため、局はその後の竣工検査において合格とし、工事代金の全額を支払った。

その後、支所は、不適正な施工の修正に要した費用約944万円について、工事請負者に対して弁償金として求償しているが、工事請負者は民事再生手続を開始しており、回収が困難な状況となっている。

（水道局、P. 98）

第3 重点監査事項

平成23年定例監査実施計画において、重点監査事項を表3のとおり設定した。

監査の実施に当たっては、表4のとおり、監査対象局の状況にあわせて重点監査事項を局ごとに選定した。

(表3) 重点監査事項

事項名	概要
① 収入管理	特例調定（財務会計システムではなく、税外収入徴収簿により管理する方法）により収入管理している歳入について、適正性を検証する。
② 滞納整理	滞納債権の整理について、公平かつ効果的・効率的に行われているかを検証する。
③ リース契約	リース契約が適切な積算のもと、経済的に締結されているかを検証する。
④ 事業の評価	局の主要な事業を選択して、経済的、効率的、効果的に行われているかを検証する。

(表4) 局別選定状況

局等名称	選定した重点監査事項
知事本局	③ リース契約
青少年・治安対策本部	③ リース契約
総務局	③ リース契約
財務局	③ リース契約
主税局	③ リース契約
生活文化局	③ リース契約
スポーツ振興局	④ 事業の評価（スポーツ祭東京2013の準備）
都市整備局	④ 事業の評価（東京ユビキタス計画）
環境局	③ リース契約
福祉保健局	③ リース契約
病院経営本部	③ リース契約
産業労働局	① 収入管理・② 滞納整理（中小企業設備整備資金貸付金ほか）
中央卸売市場	③ リース契約
建設局	① 収入管理（河川敷地占用料）
港湾局	④ 事業の評価（高潮対策）
会計管理局	③ リース契約
東京消防庁	③ リース契約
交通局	③ リース契約
水道局	③ リース契約
下水道局	④ 事業の評価（下水汚泥の資源利用）
教育庁	③ リース契約
警視庁	③ リース契約

1 重点監査事項の監査結果

(1) 収入管理・滞納整理

選定債権と対象業務は、表5のとおり、監査項目や検証手続など、監査の概要はP.14のとおりである。

(表5) 選定債権と対象業務

局名	債権名	対象業務
産業労働局	中小企業設備整備資金貸付金ほか	① 収入管理 ② 滞納整理
建設局	河川敷地占用料	① 収入管理

ア 中小企業設備整備資金貸付金ほか（産業労働局）

(ア) 対象債権の概要

中小企業設備整備資金貸付金は、中小企業の経営基盤の強化のために貸し付けたもので、返還金収入の概況は表6のとおりである。

(表6) 返還金収入の概況

(単位：件、千円、人、%)

区分	調定		収入		収入未済			収入率	
	件数	金額	件数	金額	件数	人数	金額	件数	金額
当年度	2	2,312	2	2,312	0	0	0	100	100
過年度	490	1,215,481	4	8,640	459	441	1,165,555	0.8	0.7
計	492	1,217,793	6	10,952	459	441	1,165,555	1.2	0.9

(イ) 収入管理について

貸付契約書に基づき債務者情報を一覧管理し、これにより償還金を適時に調定している。調定・収入の管理は財務会計システムにより適正に行っている。

(ウ) 滞納整理について

i 督促の適正性

平成22年度においては、督促状を発付すべき対象事案はなかった。

ii 催告・交渉の効果、回収可能性の判断

○ 局は、滞納者の情報を整理し、催告の継続、財産調査の実施など、処理方針を定めた上で滞納整理を進めるとしているが、437件のうち360件について処理方針を定めていないため、滞納整理が進められない。

○ 債務者の状況を的確に把握して適時に催告を行うなど、効果的な催告・交渉を行うべきところ、債務者との交渉の経緯などを記録しておらず、効果的な催告・交渉を行っていない事例がある。

など、滞納債権の回収可能性を速やかに判断しておらず、滞納者の状況に応じた効果的な滞納整理を行っていない。(指摘事項 P. 67、68)

iii 法的措置等

意思決定を行わないまま徴収停止と同様の取扱いとなっているなど、債務者間の公平を確保できていない。(指摘事項 P. 69)

iv 管理体制等

処理方針を策定していないため、滞納整理の進行管理を行えていない。(指摘事項 P. 67)

イ 河川敷地占用料（建設局）

（ア）対象債権の概要

河川敷地占用料は、河川法に基づき河川の敷地を占用している者から徴収するもので、収入の概況は表7のとおりである。

（表7）収入の概況

（単位：件、千円、人、％）

区分	調定		収入		収入未済			収入率	
	件数	金額	件数	金額	件数	人数	金額	件数	金額
当年度	3,032	2,806,269	3,016	2,802,210	16	14	4,059	99.4	99.8
過年度	98	35,739	31	4,615	54	33	15,826	31.6	12.9
計	3,130	2,842,008	3,047	2,806,825	70	47	19,885	97.3	98.7

（イ）収入管理について

i 調定・収入

占用料を調定する根拠となっている占用許可については、河川占用物件管理システムによって管理している。

調定・収入の管理は、財務会計システムを利用して適正に行っている。

ii 河川占用物件管理システムの機能・運用

河川の占用許可を河川占用物件管理システムによって管理しているが、このシステムは、次のとおり、効率的な事務を行えないものとなっている。

○ 河川占用物件管理システムは占用料の計算に必要な情報を保有しているが、このシステムには調定事務に必要な帳票出力をする機能がない。

○ システム導入前の台帳とシステムの情報に相違があるため、調定を行う際には、システム導入前の台帳を併用している。

（指摘事項 P. 76）

iii 管理体制

部は、各建設事務所の調定件数・収入件数を把握するなど、適切な統制を行っている。

(2) リース契約

リース料の積算を中心として監査項目・観点を設定し、表8のとおり、16局を対象として、リース契約514件約855億6,065万円について監査を行った。

その結果、89件の契約について指摘事項等が23件あり、過大積算等の指摘金額は約2,365万円であった。

監査項目別指摘状況は表9のとおりである。

なお、監査項目などの監査の概要は、P. 19のとおりである。

(表8) 局別実施状況

(単位：件、千円)

No.	局等名	監査実施案件		指摘状況		
		契約件数	契約金額	指摘件数	契約件数	指摘金額
1	知事本局	2	45,622			
2	青少年・治安対策本部	2	42,808			
3	総務局	42	34,127,010			
4	財務局	17	549,871			
5	主税局	18	347,857			
6	生活文化局	24	253,765	4	20	710
7	環境局	20	249,120	1	2	0
8	福祉保健局	67	2,187,030	5	6	1,386
9	病院経営本部	55	1,262,350	4	17	13,192
10	中央卸売市場	1	18,953	1	1	0
11	会計管理局	3	33,642			
12	東京消防庁	27	2,741,600	1	18	4,546
13	交通局	26	189,799	1	1	0
14	水道局	61	3,632,678	2	4	3,299
15	教育庁	96	1,672,919	4	20	525
16	警視庁	53	38,205,626			
	計	514	85,560,650	23	89	23,658

(表9) 監査項目別指摘状況

(単位：件、千円)

区分	監査項目	指摘件数	契約件数	指摘金額
リース料	積算せず	4	15	0
	物件価格の算定根拠	3	19	4,546
	リース期間	1	2	0
	リース料率	3	3	5,028
保守	保守料を積算せず	2	9	0
	情報機器の保守料率誤り	1	1	556
	保守不要の物件や経費に保守料を積算	4	6	1,512
再リース	再リース料誤り	7	40	15,997
その他		2	3	565
	計	27	98	28,204

(注) 監査項目が複数該当する指摘があるため、この表の合計は、表8の合計とは合致しない。

ア 積算の適正性について

積算とは、「契約目途額」を算定することを言い、

- ・契約目途額は、物品の調達目的や仕様と並び、調達の意思決定における重要な判断要素である
- ・契約目途額は、一般に、入札価格の上限を定める「予定価格」である

ことから、契約目途額を適正に積算することは重要である。

さらに、リース契約の積算は、物品の購入や委託の契約と比べて複雑であり、誤りが発生しやすい。

そこで、今回の検証においては、リース契約の積算の適正性を主眼とした。

この結果、

- リース料の積算に当たり、特段の理由なく高いリース料で積算したため、5年間のリース期間について約454万円が過大積算となっている（東京消防庁 指摘事項ア（イ）P. 86）
- 市販ソフト（オフィス統合ソフト等）にはライセンス契約に保守が含まれているため、保守料を積算する必要がないにもかかわらず、リース期間について約71万円が過大積算となっている（生活文化局 指摘事項ア P. 38）

など、積算に誤りがあり、過大積算や不経済支出を試算できた当初リース契約は8件で、指摘金額は約709万円である。

また、

- 本体価格に初期導入費用を加えた金額に保守料率を乗じて保守料を算出しているため、初期導入費用について保守料を積算したことになるが、本体価格と初期導入費用の内訳がないため、初期導入費用に係る保守料の額を試算できない（生活文化局 指摘事項ウ P. 39）
 - 積算内訳に、物件ごとの月額リース料のみが記載されていて、積算根拠となるリース物件価格（本体価格及び初期導入経費）、リース料率、保守料などの内訳がない（中央卸売市場 指摘事項ア P. 74）
- など、積算を行っていない契約や積算根拠がなく過大積算などを試算することができない契約が51件である。

イ ファイナンスリースについて

今回対象としたリース契約は、いわゆるファイナンスリースであり、

- ・リースの対象となる物件（以下「リース物件」という。）の購入費用
- ・リース物件購入資金を調達するための費用（利息など）
- ・リース物件の所有に係る費用（税や保険料など）

など、リース物件の調達・保有についてリース会社に発生する全ての費用を、リースを受ける側がリース料として負担するものである。

つまり、リース契約は、資金の調達と物品の調達の両方を行う契約で、物品の調達に係る全ての費用を負担して物品を利用するという点で、購入による調達と大きく異なることとなる。

この観点から見ると、

- パーソナルコンピューターの耐用年数（4年間）に対し、1年6か月のリース期間を設定しているため、物品の調達費用の全額を支払っているのに、残存期間を利用できていない事例（教育庁 指摘事項ア P. 101）
- リース期間が残り少ないサーバに増設する機器を、別のリース契約により調達したが、サーバの更新により、その後、リース料を支払い続けながら使えずに保管している事例（病院経営本部 指摘事項ウ P. 60）
- 同様の追加リースで本体のリース期間にあわせて、追加装置の当初リース期間を10か月とし、本体の再リースに伴い、追加装置についても再リースを行った

ために、再リース料が不経済支出となっている事例（水道局 指摘事項イ P. 92）

の事例は、リース期間を適切に設定していなかったために、

- ・リース期間終了後に、まだ使用できる物品を使わずにおく、あるいは廃棄することと等しいこと
- ・不要な再リース料を支払うこと

などとなったものであり、経済的でない。

また、物品を保有するに当たり保険料が高額となるなどの特殊な事情がない限り、調達時点が同じであればリース物件の種類が異なってもリース料率が大きく変わることがないにもかかわらず、実地監査の過程において、リースの対象となる物件の種類が異なればリース料率が異なるとしている事例が見受けられた。

これらの事例は、リース契約が資金調達を含む物品の購入と等しいことを、担当者が十分に理解していないことから生じていると考えられる。

ウ 再リースについて

リース契約においてリース会社に発生する全ての費用はリース期間内に支払っているため、当初リース期間の終了後に同一物件のリースを継続する（以下「再リース」という。）場合、当初リース料の10分の1程度の金額を再リース料として支払うことがリース業界の商慣行となっている。

このため、保守付リース契約については、当初リース契約の締結時にリース料と保守料の内訳を明らかにしていないと、再リース時に契約目途額が適正に積算できないこととなる。

都の契約においては、契約内容の変更や契約解除などに備え、契約締結時に契約金額の内訳を契約の相手方に作成させて契約書の一部としているが、保守付リース契約において、リース料と保守料の内訳を契約書に添付させていない事例が多数見受けられた。（生活文化局 意見・要望事項ア P. 39、教育庁 意見・要望事項ア P. 103）

また、リース料と保守料の内訳を契約上明らかにしていないために、7件の契約について、1,599万円の過大積算及び不経済支出が見受けられた。

(3) 総括

今回のリース契約に係る指摘金額は約2,365万円で、表10のとおり、平成19年定例監査において重点監査事項としてリース契約について監査した時の指摘金額3億3,647万円から大幅に減少している。

これは、平成19年度の定例監査で指摘した結果、各局において

- ① リース契約に係るマニュアルの作成
- ② チェックリストの作成・局内のチェック機能と相互牽制の強化などの措置を講じ、積算や契約の適正化に努力した結果である。

しかしながら、指摘内容を見ると、リース契約による物品の調達に当たっては、

- ① リース契約の考え方を十分に理解して、適正な積算を行うこと
- ② 物品の耐用年数と使用期間が合致しない場合は、ファイナンスリースに限らず、適切な調達方法を検討すること
- ③ 契約担当者は、当初リース契約の締結時に、リース料と保守料の内訳を契約書に添付するよう努めること

に十分留意する必要があるが、依然として、これらに対する対策が十分でない部所も見受けられることから、今後とも、定例監査などにおいて注視していく必要がある。

(表10) 平成19年定例監査との指摘状況等比較

区分		平成19年定例監査	平成23年定例監査
監査実施案件	件数	2,136件	514件
	金額	151億円	842億円
指摘状況	件数	18件	23件
	金額	3億3,647万円	2,365万円

2 重点監査事項に係る監査の概要

(1) 収入管理・滞納整理

ア 監査の目的

都では、東京都債権管理条例（平成20年条例第25号）に基づき、各局に債権管理者を設置し、マニュアル・債権管理台帳等を整備するなど、債権管理の体制を整え、債権管理の一層の適正化を図ることとしている。

そこで、公平性を確保しつつ、効果的かつ効率的に債権管理を行っているかを評価することを目的として監査を行った。

イ 監査の方法

(ア) 監査項目及び観点

i 収入管理

- ① 収入の原因となる使用許可、貸付金の償還期限到来等に伴い、調定を漏れなく正確に行っているか
- ② 収入・収入未済を把握しているか
- ③ 調定・収入情報を正確に保持しているか

ii 滞納整理

- ① 督促状を速やかに公平に発布しているか
- ② 催告等を効果的に行い、回収の可能性を速やかに判断しているか
- ③ 法的措置等を行うなどして効果的に回収しているか

(イ) 監査の手続

使用料等の徴収金、貸付金など、態様により債権を類型化し、使用料等の徴収金に係る収入管理（別表3）、貸付金に係る収入管理（別表4）、滞納整理（別表5）、システム統制（別表6）について、それぞれ、標準的な監査項目及び監査手続（以下「標準監査手続」という。）を作成した。

実地監査に当たっては、標準監査手続を基準として、債権ごとに、滞納状況や管理状況に応じて検証方法を具体化した。

(ウ) 監査の方法

債権ごとに具体的に定めた検証方法に基づき、収入管理または滞納整理の業務について検証し、適切であるかを評価した。

ウ 債権別の概要

(ア) 中小企業設備整備資金貸付金ほか（産業労働局）

i 対象債権

中小企業施設改善資金貸付金

中小企業設備近代化資金貸付金

ii 債権の概要

中小企業設備近代化資金貸付要綱等に基づき、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入等を促進するため貸付けていたものである。本貸付事業は平成11年度までで終了し、部は償還金の収入管理と未収債権の滞納整理を行っている。

iii 監査の手續と検証結果

表11のとおり、別表の重点監査事項標準監査手續に準拠して、債権の状況に応じた検証手續を設定し、債権管理を適切に行っているかを検証した。

(表11) 主な検証手續と検証結果

標準監査手續	この債権の検証手續	検証結果
収入管理		
1 調定 業務手順 調定・通知までの手順はどうなっているか	業務手順について聴取し、調定原議を確認	債務者情報一覧により債務者の償還月、償還金額を把握し、適時に調定を行うとともに財務会計システムに登録し、納入通知書により債務者に適切に通知していることを確認した。
網羅性 収入とすべきものを漏れなく把握しているか	業務手順について聴取し、調定原議を確認	債務者情報一覧により償還月の到来、償還額等を債務者毎に把握することができる仕組みとなっている。該当者が少数なこともあり遺漏はなく調定は適正に行われている。
適時性 どのようなタイミングで調定・通知しているか	業務手順について聴取し、調定原議を確認	債務者情報一覧により償還月の到来、償還額等を債務者毎に適切に把握している。
正確性 調定金額は適正か	債務者情報と調定原議を照合	債務者情報の償還額と調定金額は整合しており、調定は適正に行われている。
滞納整理		
1 滞納債権 把握 滞納整理の効果を減じないように適切かつ合理的な時期に把握しているか	滞納債権の把握状況を聴取、確認	正常債権については財務会計システムにより配信される収入未済一覧等によって適時に把握している。 長期滞納債権についてはデータベース化した債務者情報によって適切に把握されている。

標準監査手続	この債権の検証手続	検証結果
認識時点 収入未済把握後、どの時点で滞 納債権と認識するか	滞納債権の認識時点 を聴取、確認	収入未済一覧帳票により、納期限が到 来している債権を滞納債権として、適切 に把握している。
債権管理台帳 債権管理台帳を整備しているか	債権管理台帳の整備 状況を確認	債権管理台帳の要件は、調書、徴収簿、 記事カード等で具備できているとしてい るが、一部、適切でない事例が認められ た。 【指摘事項ア（イ） P. 68】
2 督促	督促の手順について 聴取、督促原議を確認	平成22年度については、督促状の発 付対象事案はなかった。
3 催告・交渉 効果的かつ効率的か 合理的な理由なく、対象から漏 れている滞納者がいないか	催告原議、調書、記事 カード等を確認	効果的・効率的な催告等が行われてい ない事例が認められた。 【指摘事項ア（ア） P. 67】 【指摘事項ア（イ） P. 68】
	催告原議、調書、整理 表、記事カード等を確認	処理方針の決定がされていない、決定 された処理方針に基づいた滞納整理が行 われていない等、適切でない事例が認め られた。 【指摘事項ア（ア） P. 67】 【指摘事項ア（イ） P. 68】
4 回収可能性の判断		催告、交渉を行っていないため、回収 可能性の判断を行うに至っていない。
5 法的措置 法的措置の対象とすべき場合は どのような場合か 対象とすべき者に対して漏れなく 法的措置を執っているか	調書、整理表、記事カ ード、債務者実態調査 を確認 選定基準の有無を確認	選定基準はなく、整理表による滞納整 理方針の策定の中で判断しているが、合 理的な理由がなく当面の方針を保留と し、滞納整理を行っていないものが認め られた。 【指摘事項ア（ア） P. 67】
6 徴収停止 基準の内容・適切性	徴収停止要綱により 基準を確認	要綱を定めており、内容は東京都債権管 理条例に準じている。
効率性 徴収可能性がないものについ て漫然と徴収努力を継続してい ないか 公平性 回収可能性があるものを合理 的な理由なく徴収停止としてい ないか	調書、整理表、記事カ ード、債務者実態調査 を確認	徴収停止の意思決定を行っていない、 事後調査を実施していない等の事例が認 められた。 【指摘事項ア（ア） P. 67】 【指摘事項ア（ウ） P. 69】

(イ) 河川敷地占用料 (建設局)

i 対象債権

河川敷地占用料

ii 対象業務

河川部における収入管理業務

iii 債権の概要

河川法(昭和39年法律第167号)第32条に定める流水占用料等であり、同法第24条により、河川敷地内の土地を占有している者から徴する料金である。

iv 監査の手續と検証結果

表12のとおり、別表の重点監査事項標準監査手續に準拠して、債権の状況に応じた検証手續を設定し、債権管理を適切に行っているかを検証した。

(表12) 主な検証手續と検証結果

監査項目・観点	具体的な検証方法	検証結果及び評価
1 使用許可 網羅性	業務手順書(「河川法に基づく許可等の手引き・解説【事務手續編】」平成21年8月)に基づき手續を行っているか、収入の根拠となる使用許可を漏れなく把握する手順・仕組みとなっているか、許可原議等の実例を検証した。	手引きに基づき適切に手續を行っている。
情報の管理 把握した情報を、紛失・改ざん・消去しないよう適正に保持しているか	申請・許可データの入力及び占有許可台帳等の出力帳票を確認し、その管理方法、活用方法を実例により確認した。 また、減免・変更等の場合の取扱い及び記載を確認した。	河川物件占有システムを利用しているが、①履歴を保持しているが適切に表示されない、②減額・還付等の場合の占用料の表示が不相当であることなどから、システムによる管理が行われておらず、システム導入前の紙台帳による管理や、表計算ソフトで調定対象一覧表を作成するなど、システムが活用されておらず、非効率である。 【指摘事項ア(ア) P. 76】
2 調定 網羅性 収入すべきものを漏れなく把握しているか	許可台帳及び調定対象一覧表と、根拠となる許可書とを突合し、漏れなく調定していることを確認しているか、漏れなく調定しているか、実例を検証した。	国許可分及び都(河川部)許可分の調定について、許可台帳及び調定対象一覧表と、根拠となる許可書とを突合し、漏れがないことを確認していることを確認した。
適時性 使用許可の決定手順等において、どのようなタイミングで調定・通知しているか	国及び他部署で行った占有許可についての許可通知を受領してから、調定・通知までの手順と期間について、許可台帳及び調定対象一覧表と、調定原議を突合し、実例を検証した。	通知を受領してから調定・通知までの手順と期間について、速やかに許可台帳及び調定対象一覧表を作成し、調定・通知していることを確認した。

監査項目・観点	具体的な検証方法	検証結果及び評価
<p>正確性 調定金額は適正か</p>	<p>占用料の算定方法、徴収台帳の作成、調定対象一覧表の作成、財務会計システムへの登録など、調定事務の流れを実例で追試し、各帳票の突合方法などの正確性の担保の仕方を検証した。</p>	<p>占用料を手計算し、徴収台帳に記載している。これに基づき料額通知書を作成し、検算している。この後、調定対象一覧表を作成し、徴収台帳と突合している。調定対象一覧表に基づき、財務会計システムに、登録している。その後、システムにも入力し、入力結果と徴収台帳との整合を確認している。</p>
<p>3 収入消込み 業務手順 収入消込みの手順は どうなっているか</p>	<p>財務会計システムにより行っている。</p>	<p>財務会計システムにより行っているため、検証を要しない。</p>

(2) リース契約

ア 監査の目的

リース取引は、情報システム機器や業務用機器等の主な調達手段の一つとなっているが、平成17年度定例監査以降、リース契約に係る過大積算が見受けられてきた。平成19年定例監査においては、「リース契約」を重点監査事項として検証し、18件、約3億3,600万円の指摘をしている。

そこで、平成22年度には、平成19年定例監査において監査対象としたリース契約に係るリース物件の更新が概ね完了したと考えられることから、リース契約について積算の適正性などを検証した。

イ 監査対象

(ア) リースの種類

ファイナンスリース契約を対象とする。

ファイナンスリースの定義

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① ノンキャンセラブル
中途解約不能であること。</p> <p>② フルペイアウト
借主が物件から得られるすべての利益を得るとともに、物件に係るコストをすべて支払うものであること。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(イ) 監査対象案件

原則として、契約金額320万円を超えるリース契約、年額30万円を超える再リース契約を対象とした。

ウ 監査の方法

前項に示したファイナンスリースの定義及び次に掲げるリース料の積算方法に基づき、表13のとおり、監査項目、観点及び指摘基準を設定した。

(ア) リース料の積算方法

i 一般的な積算方法

○ リース契約の契約目途額 = (月額リース料+月額保守料) ×リース月数

月額リース料の算出方法

【当初リースの場合】

- 月額リース料 = リース物件価格 × リース料率
- リース物件価格 = 物件価格 + 初期導入費等 (搬入・設置工事の経費、撤去費等)

【再リースの場合】

- 月額再リース料 = 当初リース契約の月額リース料 × 1 / 10

月額保守料 (情報システムの場合)

- 月額保守料 = リース物件価格 × 保守料率
- 初期導入費、ソフトウェアのライセンスの購入費は対象外

ii 情報システムをリースしている場合の留意点

総務局がリース契約の積算方法や商慣行等を示したマニュアルや参考仕様書を作成している。また、総務局は通知によりリース料率については上限値を、保守料率については参考値を、それぞれ示している。

(表 1 3) 監査項目、観点及び指摘基準

監査項目		観点	指摘基準
A リース物件の用途		本来の目的に利活用しているか	本来の目的にそって利活用していないもの
B ファイナンスリースの要件		ノンキャンセラブルかつフルペイアウトか	ファイナンスリースの要件を満たすのに、通例の積算によらず過大な費用を支払っているもの
C リース料	1 積算内訳	作成しているか	積算内訳がないもの
	2 リース物件価格	妥当性を検証しているか	ア リース物件価格の妥当性を客観的に検証できないもの
			イ リース物件価格を過大に積算しているもの
	3 リース物件価格に含めるべきでない経費	リース物件価格に算入していないか	物件購入費用、初期費用（設置・廃棄）、諸費用以外の対価（リースとは本来関係のないサービスの対価など）をリース物件価格に含むもの
	4 リース期間	リース期間は適切か	リース物件の耐用年数と乖離しているもの
5 リース料率	対応したリース料率か	リース料率が過大なもの	
D 保守	1 内容（保守範囲・時間等）	仕様書に明確に定めているか	仕様書などで保守内容を明確にしていないもの
	2 積算（情報機器以外）	保守内容に応じた積算となっているか	ア 積算内容が不明なもの
			イ 保守内容に応じた積算になっていないもの
	3 保守料率（情報機器）	通知によっているか	合理的な理由なく通知の料率となっていないもの
	4 保守不要の物件や経費	保守料を積算していないか	保守を要さない物件について保守をしているもの
5 利用状況との整合性	運用状況に見合ったものになっているか	仕様書に定める保守内容と運用状況が整合していないもの	
E 再リース料過大		当初契約の 1/10 の月額リース料となっているか	リース料のみを当初契約と比較して 1/10 を上回るもの

第4 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成22年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び17特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成23年8月3日から同月8日まで
- ② 東京都財務諸表 平成23年8月26日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認

ア 「財産に関する調書」との突合

イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）

- (7) 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金及び退職給与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

- (8) 特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

(別表1) 実地監査日程

	局名	実地監査日程	補足監査日程
1	知事本局	平成23年6月7日及び8日	
2	青少年・治安対策本部	平成23年6月9日及び10日	
3	総務局(注1)	平成23年11月2日から15日まで	
4	財務局	平成23年11月16日から21日まで	
5	主税局	平成23年2月7日から3月9日まで	平成23年6月16日及び17日
6	生活文化局	平成23年1月14日から31日まで	平成23年6月16日及び17日
7	スポーツ振興局	平成23年5月26日から6月6日まで	
8	都市整備局	平成23年9月27日から10月17日まで	
9	環境局	平成23年11月11日から21日まで	
10	福祉保健局(注1)	平成23年5月12日から6月3日まで	
11	病院経営本部	平成23年5月12日から25日まで	
12	産業労働局	平成23年5月17日から6月2日まで	
13	中央卸売市場	平成23年1月14日から2月2日まで	平成23年6月16日及び17日
14	建設局	平成23年2月8日から5月16日まで	
15	港湾局	平成23年10月17日から11月8日まで	
16	会計管理局	平成23年3月8日から6月17日まで	
17	東京消防庁	平成23年1月18日から2月2日まで	平成23年6月16日及び17日
18	交通局	平成23年9月8日から27日まで	
19	水道局	平成23年1月7日から2月8日まで	平成23年6月16日及び17日
20	下水道局	平成23年1月17日から2月7日まで	平成23年6月16日及び17日
21	教育庁(注1)	平成23年5月9日から6月6日まで	
22	警視庁(注1)	平成23年11月2日から16日まで	
23	選挙管理委員会事務局	平成23年2月4日及び7日	平成23年6月16日
24	人事委員会事務局	平成23年3月11日	平成23年6月16日
25	監査事務局	平成23年3月29日	平成23年6月17日
26	労働委員会事務局	平成23年3月23日	平成23年6月17日
27	収用委員会事務局	平成23年3月22日	平成23年6月17日
28	議会議局	平成23年6月15日及び16日	

(注1) 三宅島所在事業所は平成23年4月25日から27日まで、小笠原所在事業所は平成23年5月25日から27日まで

(別表2) 実地監査場所一覧

局名	本庁	事業所	
知事本局	総務部、地方分権推進部、外務部、 基地対策部、政策部、計画調整部	6	
青少年・治安 対策本部	総合対策部	1	
総務局	総務部、行政改革推進部、情報シ ステム部、首都大学支援部、人事 部、行政監察室、行政部、総合防 災部、統計部、人権部	10	三宅支庁、小笠原支庁
財務局	経理部、主計部、財産運用部、建 築保全部	4	
主税局	総務部、税制部、課税部、資産税 部、徴収部	5	港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・ 中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・ 立川各都税事務所、府中・小平各都税支 所、都税総合事務センター、練馬・八王 子各自動車税事務所
生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活 部、消費生活部、私学部、文化振 興部	6	消費生活総合センター、計量検定所、東 京ウィメンズプラザ
スポーツ 振興局	総務部、スポーツ事業部、国体・ 障害者スポーツ大会推進部	3	
都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅 政策推進部、都市基盤部、市街地 整備部、市街地建築部、都営住宅 経営部	7	第一区画整理事務所、第二区画整理事務 所、再開発事務所、多摩建築指導事務所、 東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務 所、多摩ニュータウン整備事務所
環境局	環境政策部、都市地球環境部、環 境改善部、自動車公害対策部、自 然環境部、廃棄物対策部	6	多摩環境事務所
福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策 部、保健政策部、生活福祉部、高 齢社会対策部、少子社会対策部、 障害者施策推進部、健康安全部	9	広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門 学校、南多摩・多摩立川・多摩小平各保 健所、島しょ保健所三宅・小笠原各出張 所、西多摩福祉事務所、板橋・東村山各 ナーシングホーム、東村山老人ホーム、 萩山実務学校、誠明学園、児童相談セン ター、児童会館、女性相談センター、墨 田・北・八王子・立川・多摩各児童相談 所、心身障害者福祉センター、北療育医 療センター、北療育医療センター城南分 園、府中療育センター、中部・多摩各総 合精神保健福祉センター、多摩療育園、 健康安全研究センター、市場衛生検査 所、動物愛護相談センター
病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2	広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各 病院、多摩総合医療センター、小児総合 医療センター

局名	本庁	事業所		
産業労働局	総務部、商工部、金融部、金融監理部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7	農業振興事務所、森林事務所、家畜保健衛生所、島しょ農林水産総合センター、皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、労働相談情報センター国分寺事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、東京障害者職業能力開発校	18
中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3	築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西各市場	11
建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	15
港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5	東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所	3
会計管理局	管理部	1		0
東京消防庁	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	8	消防学校、消防技術安全所、第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、 <u>高輪</u> ・品川・ <u>四谷</u> ・新宿・小石川・本郷・ <u>荒川</u> ・日本堤・深川・京橋・葛西・金町・ <u>立川</u> ・昭島・ <u>国分寺</u> ・成城・西東京・石神井・ <u>青梅</u> ・奥多摩各消防署（注1）	32
交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7	荒川電車営業所、新橋・日比谷・市ヶ谷・馬喰・都庁前・大門駅務管理所、西馬込・高島平乗務管理所、日暮里舎人営業所、渋谷・小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川・深川自動車営業所、自動車工場、志村・木場車両検修場、電気総合管理所、三田線電気管理所、発電事務所、馬込・木場保線管理所	26
水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部 多摩水道改革推進本部調整部、施設部	9	中央・東部第一・東部第二・西部・南部（桜丘庁舎含む）・北部各支所、千代田・港・豊島・江東・江戸川・荒川・足立・杉並・中野・大田（蒲田分室含む）・世田谷（太子堂分室含む）・目黒・練馬・北各営業所、立川給水管理事務所、多摩給水管理事務所、八王子給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、三園・玉川・小作各浄水場、東部・西部各建設事務所、水道緊急隊	37

（注1）下線の消防署を会場署として集合監査を実施した。

局名	本庁	事業所	
下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、同技術部	8	中部、北部第一、北部第二、東部第一、東部第二、西部第一、西部第二、南部各下水道事務所、森ヶ崎水再生センター、基幹施設再構築事務所
教育庁	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6	多摩教育事務所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、三宅出張所、教育相談センター、中央図書館 青井・ <u>足立新田</u> ・世田谷泉・ <u>杉並工業</u> ・東村山・ <u>東村山西</u> ・篠崎・ <u>小松川</u> ・足立東・ <u>本所</u> ・稔ヶ丘・ <u>鷺宮</u> ・調布南・ <u>府中工業</u> ・晴海総合・城東・江戸川・光丘・ <u>田柄</u> ・国分寺・ <u>久留米西</u> ・両国・深沢・ <u>狛江</u> ・八王子拓真・ <u>八王子桑志</u> ・練馬工業・ <u>石神井</u> ・松が谷・ <u>翔陽</u> ・荒川商業・中野工業・多摩・一橋・園芸・青梅総合・橘・小山台・瑞穂農芸・五日市・豊島・東久留米総合、 <u>神津</u> 各高等学校（注2）、小石川・桜修館各中等教育学校、両国高等学校附属中学校、大泉・田園調布・石神井・王子・墨東・七生・足立・八王子東・清瀬・武蔵台・小平各特別支援学校、立川ろう学校、久我山青光・多摩桜の丘各学園
警視庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9	<u>麴町</u> ・神田・中野・ <u>向島</u> ・浅草・葛西・ <u>東京空港</u> ・蒲田・大井・ <u>板橋</u> ・滝野川・光が丘・ <u>牛込</u> ・月島・麻布・ <u>調布</u> ・杉並・北沢・ <u>巢鴨</u> ・尾久・富坂・ <u>福生</u> ・東大和・南大沢各警察署（注3）
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	1	0
人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2	0
監査事務局	監査事務局	1	0
労働委員会事務局	労働委員会事務局	1	0
収用委員会事務局	収用委員会事務局	1	0
議会局	管理部、議事部、調査部	3	0

（注2）下線の学校は、近隣の学校で集合監査を実施した。

（注3）下線の警察署を会場署として集合監査を実施した。

(別表3) 収入管理 (使用料等徴収金)

	監査項目及び観点	監査手続
1	使用許可等徴収金の根拠となる事象の管理	
ア	使用許可等の事象を網羅的に把握しているか	
a	徴収の根拠となる事象を漏れなく把握しているか	使用許可等の台帳等、一覧管理に用いている書類と申請書等との相互参照
b	事象を遺漏なく把握できる仕組みになっているか	発生(申請等)から把握(許可等)の手続の追試
イ	把握した情報を適正に管理しているか	
a	一覧管理用書類の作成・保管・記録は適正か	使用許可等の台帳等、一覧管理に用いている書類の確認
2	収入管理	
ア	調定・通知	
a	使用許可等の事象のうち、徴収すべきものを漏れなく調定しているか	調定・通知の事務手続の追試
b	使用許可等の事象の確定後、適時に調定しているか	
c	調定額は正しいか	算定方法を具体的に確認
d	漏れなく適時に調定していることを確認しているか	漏れなく適時に調定・通知しているかを担当部署が確認している方法を追試
イ	消し込み	
a	消し込みを適時に適正に行っているか	収入したことの認識、収入したことの記録方法・内容等、消し込みの手順を確認 漏れなく消し込みをしていることを担当がどのように確認しているかについて、納付手段別に確認
b	収入未済の状況を適切に把握しているか	収入未済の把握の方法、把握の時期等手順と結果を確認
c	収入未済の原因を把握しているか	収入から消し込みまでのタイムラグを把握
d	過誤納の処理は適切か	他の未払に充当する場合を確認 還付するのはどのような場合か確認 還付すべき場合、相手方と金額、理由等を記録・管理しているかを確認
ウ	現金収入の管理	
a	どのような場合に現金で収入しているか	窓口・訪問などを確認
b	収入した現金の取扱いは適正か	收受した現金を漏れなく把握できるか
c	現金による収入を漏れなく消し込んでいるか	現金収入を漏らさず消し込みしているか
d	消し込み漏れの防止を行っているか	消し込み漏れが発生しないよう手順が構築されているかを評価
e	理論値と有り高は整合しているか	
	理論値の算定は適正か	どのように理論値を計算し、記録しているかを確認
	現金有り高は記録されているか	どのように現金有り高を計数し、記録しているかを確認
	理論値と有り高は整合しているか	締切時点での整合を確認
	理論値と有り高の突合を行っているか	全ての現金を収入しているか担当部署が確認を行う方法を追試
	不整合の場合の処理	理論値と有り高の不整合の原因を分析し、記録、組織としての認識をしているかを確認

	監査項目及び観点	監査手続
エ	減免・更正は適正に行われているか	
a	減免の処理は適正に処理されているか	減免手続を実例で追試
b	減免処理が適正に処理されたことを確認しているか	減免手続の審査・証拠書類を実例で追試
c	調定の取消し・更正は適時・適正に処理しているか	取消し・更正の意思決定原議の確認
d	調定の取消し・更正は適時・適正に登録しているか	取消し・更正の登録の処理方法の確認
オ	還付は適正に行われているか	
a	適正に還付の発生を認識しているか	どのような場合に過誤納還付が発生するかを確認
b	漏れなく還付をしているか	還付すべきものを全て記録し、還付の有無を記録する帳票を確認
c	還付未済を把握しているか	帳票を適正に保存しているかを確認し、還付未済残高を確認
d	速やかに還付する努力をしているか	還付未済の時期を把握し、還付努力を原議や記録により確認
e	還付額を財務会計システムに適正に登録しているか	還付額を財務会計システムに適正に登録しているかを確認
カ	調定登録は適正に行われているか	
a	調定登録額は適正か	税外収入徴収簿の残高と調定原議・登録結果（調定額通知書）を突合
b	登録のタイミングは適正か	

(別表4) 収入管理 (貸付金)

	監査項目及び観点	監査手続
1	貸付・償還	
ア	事業の目的は何か	貸付事業の制度趣旨を根拠法令等で確認
イ	申し込み	
a	提出された申込書を漏れなく收受しているか	收受簿の確認
b	收受した事実を記録しているか	提出された申請書を漏れなく收受していることを担当部署が確認している方法を追試
ウ	審査	
a	形式審査：申請書の記載、書類の添付は適切か	收受してから形式審査をしているかを確認 書類の不備がある場合の扱いを実例で追試
b	実質審査：貸付要件への適合、審査は適切か	法令・要綱・マニュアルの要件を確認 要件は事業目的に適合しているかを評価 要件の具備を担当がどのように確認しているかを確認
c	收受した申請書を漏れなく審査しているか	收受した申請書を漏れなく審査していることを担当がどのように確認しているかを確認
エ	契約	
a	要件を満たす申し込みについて適切に決定・契約しているか	申請に基づき適切に貸付決定をしていることを決定原議で確認
	要件を満たす申し込みを漏れなく決定・契約しているか	漏れなく決定・契約していることを担当部署が確認している方法を追試
b	要件を満たさない申し込みをどのように処理しているか	要件を満たさない申請に対して、貸し付けできない旨の通知を漏れなくしているか実例で追試
c	契約書、借用証書を徴し、適切に保管しているか	收受と管理の方法を確認
d	約定はどのようなものか	約定を確認
オ	貸付実行	
a	貸付（支払）を適正に行っているか	約定のとおり貸し付けているかを確認
b	貸付内容を適正に記録し、保存しているか	貸付した記録を確認
c	償還表を適正に作成し、債務者ごとに整理しているか	償還表等債務者別の書類の整理状況を確認
カ	辞退／休止／再開処理	就学資金など、定期的に貸与する貸付の場合
a	貸与中に要件を満たさなくなる場合を把握しているか	どのような仕組みで把握しているかを追試
b	速やかに処理しているか	次回貸付前に決定しなければ、過誤納還付が発生するため、申請後速やかに処理しているか
c	申請書に基づいて処理しているか	申請なく処理していないかを確認
d	申請なく処理した場合、申請書を徴しているか	電話連絡等により確認して休止等の処理をした場合、速やかに申請書を徴しているかを確認
キ	償還の猶予／免除の処理は適正に行われているか	
a	猶予／免除の要件は何か	猶予／免除の要件を把握
b	猶予／免除の要件は事業目的に適合しているか	事業目的の達成を阻害する要因がないかを評価 事業目的の達成に不要な猶予／免除をしていないかを確認

	監査項目及び観点	監査手続
c	審査は適正に行っているか	要件の具備を確認担当部署が確認している方法を追試しているかを確認
d	申請は漏れなく処理しているか	收受、形式審査など申請書受領後の処理を確認要件を満たす申請を漏れなく決定していることを担当部署が確認している方法を追試
e	要件を満たさない申請を適正に処理しているか	要件を満たさない申請に対して、猶予／免除等をできない旨の通知を漏れなくしていることを担当部署が確認している方法を追試
f	申請しない者に申請書の提出を慫慂しているか	就学資金のように、猶予／減免が制度的に一般的に行われる場合に確認
		本人に対する慫慂の履歴を確認
		連帯保証人に対する通知の履歴を確認
g	申請がない者について償還を行わせているか	就学資金のように、猶予／減免が制度的に一般的に行われる場合に確認
		申請書を提出しない者に償還を行わせているかを確認
2	収入管理	
ア	調定・通知	
a	償還期限が到来したものについて漏れなく調定しているか	調定・通知の事務手続きの確認
b	適時に調定しているか	
c	調定額は正しいか	算定方法を具体的に確認
d	漏れなく適時に調定していることを、確認しているか	担当部署が漏れなく適時に調定・通知していることを担当部署が確認している方法を追試
イ	消し込み	
a	消し込みを適時に適正に行っているか	収入したことの認識、収入したことの記録方法・内容等、消し込みの手順を確認
		漏れなく消し込みをしていることを担当部署が確認している方法について、納付手段別に確認を追試 ・納入通知書による納付の場合 ・口座振替（引き落とし）による納付の場合 ・マルチペイメントによる場合
b	収入未済の状況を適切に把握しているか	収入未済の把握の方法、把握の時期等手順と結果を確認
c	収入未済の原因を把握しているか	収入から消し込みまでのタイムラグを把握
d	過誤納の処理は適切か	他の未払に充当する場合を確認
		還付するのはどのような場合か確認
		還付すべき場合、相手方と金額、理由等を記録・管理しているかを確認

	監査項目及び観点	監査手続
ウ	現金収入の管理	
a	どのような場合に現金で収入しているか	窓口・訪問などを確認
b	収入した現金の取扱いは適正か	收受した現金を漏れなく把握できるか確認
c	現金による収入を漏れなく消し込んでいるか	現金収入を漏れなく消し込みしているかを確認
d	消し込み漏れの防止を行っているか	消し込み漏れが発生しないよう手順が構築されているかを確認
e	理論値と有り高の整合	
	理論値の算定は適正か	どのように理論値を計算し、記録しているかを確認
	現金有り高は記録されているか	どのように現金有り高を計数し、記録しているかを確認
	理論値と有り高は整合しているか	締切時点での整合を確認
	理論値と有り高の突合を行っているか	全ての現金を収入しているかの確認を行っているかを確認
	不整合の場合の処理	理論値と有り高の不整合の原因を分析し、記録、組織としての認識をしているかを確認
エ	調定更正は適正に行われているか	
a	猶予／減免／錯誤等調定額を変更すべき場合に、漏れなく調定更正を行っているか	調定更正を要するものについて漏れなく調定更正を行っていることを担当がどのように確認しているかを確認
b	更正結果は財務会計システムに反映しているか	調定登録の方法を確認
オ	還付	
a	適正に還付の発生を認識しているか	どのような場合に過誤納還付が発生するかを確認
b	漏れなく還付をしているか	還付すべきものを全て記録し、還付の有無を記録する帳票を確認
c	還付未済を把握しているか	帳票を適正に保存しているかを確認し、還付未済残高を確認
d	速やかに還付する努力をしているか	還付未済の時期を把握し、還付努力を原議や記録により確認
e	還付額を財務会計システムに適正に登録しているか	還付額を財務会計システムに適正に登録しているかを確認
カ	調定登録は適正に行われているか	
a	調定登録額は適正か	調定登録は適正かを確認
b	登録のタイミングは適正か	登録手続の確認

(別表5) 滞納整理

	監査項目及び観点	監査手続
ア	滞納債権の把握を適時に適正に行っているか	
a	滞納債権の把握	
	滞納債権としての認識時点は適切か 滞納債権の引継ぎは適時・適正に行われているか	滞納債権としての認識時点・要件の確認 収入管理と滞納整理を行う者が異なる場合、滞納を把握した時点で漏れなく引き継いでいるかを確認
b	台帳の整備	
	債権管理台帳を整備しているか 債権管理台帳を適正に管理しているか	債権管理マニュアルに定める債権管理台帳もしくは、記載内容が同等の帳票を確認 収入管理と滞納整理を行う者が異なる場合で、滞納を把握した時点で引き継いでいるときに、引継いだ債権を記載しているかを確認
イ	督促を適時に公平に行っているか	
a	督促は適時・適正に行っているか	納期限経過後20日以内に督促状を発行しているかを確認
		督促日から15日以内の納期限としているかを確認
		督促状は必要事項を記載しているかを確認
		督促状が返戻された場合の対応は適切かを確認 督促状の起案文書を事案決定後、不納欠損まで保存しているかを確認
ウ	催告・交渉を適時に適切な内容で行っているか	
a	催告を適切に行っているか	
	催告書を速やかに定期的に送付しているか	頻度、タイミング等の送付状況を確認
	催告書に必要な内容を記載しているか	滞納債権を網羅しているか、納期を記載しているか、催告である旨記載しているかを確認
	電話による催告を行っているか	催告書を送付しても納付されない者に電話による催告を行っているかを確認
		催告書による納期限経過後速やかに行っているかを確認
		間隔を空けすぎているかを確認 電話による交渉内容を詳細に記録しているかを確認
	臨戸を行っているか	電話による催告をしても納付しない者に臨戸を行っているかを確認
臨戸の結果、訪問により把握できる相手先の状況、交渉できた場合の交渉内容を詳細に記録しているかを確認		
b	回収可能性を判断しているか	
	滞納となっている理由を確認しているか	催告・交渉の過程で滞納となっている理由を把握しているかを確認
	納付の意思はあるか	催告を行っても納付されない場合に、相手方の納付の意思を確認、記録しているかを検証
	納付できない経済的状況ではないと判断できるか	生活保護受給者など、経済的に納付が困難な者でないことを確認しているかを確認
	減免基準の該当の有無を確認しているか	減免規定がある場合に、生活困窮等、減免規定に該当する者でないかの確認をしているかを確認

	監査項目及び観点	監査手続
c	早期納付に向けて工夫をしているか	どのような点に留意して催告・交渉を行い早期納付を図っているかを確認
d	分割納付を適切に活用しているか	納付の意思はあるが、一括弁済が困難な場合に活用しているかを確認
	分割納付の承認は適切か	分割納付を承認することができる基準を定めているかを確認 基準のとおり分割納付を承認しているかを確認
	分納誓約等	債務承認、分納誓約書等を徴しているか
	履行監視	分割納付は誓約どおり履行されているかを確認しているかを確認
e	所在調査	
	催告書の返戻、電話不通の場合に所在調査を行っているか	速やかに適切な方法で調査を行っているかを確認
	所在不明となっている場合	不適切な催告により所在不明となっていないかを確認
エ	財産調査（預金調査、第三債務者調査、不動産調査）を適時に適切な内容で行っているか	
a	財産調査を行うべき滞納者を把握しているか	滞納者のうち、 ①納付の意思がないと判断でき、かつ、 ②支払能力がないと判断できない滞納者を把握しているかを確認
b	財産調査を適時に行っているか	把握した滞納者に対して速やかに財産調査を行っているかを確認
c	財産調査の内容は適切か	行った財産調査の内容は適切かを確認
d	財産調査の結果の認識・整理	財産調査の結果、支払能力の判定を行い、方針を定めているかを検証
オ	法的措置を執っているか	
a	法的措置の対象とすべき者を認識・把握しているか	財産調査の結果、支払能力が認められた者を漏れなく把握しているかを確認
		法的措置の対象とすべき者に対して漏れなく法的措置を執っているかを確認
b	納期末到来分を含めた未納分の請求をしているか	
カ	徴収努力の停止を適切に行っているか	
a	徴収停止の手続	
	徴収停止の対象は適切か	該当要件を満たしているかを確認
	徴収停止後の措置は適切か	事業変更等経過観察をしているかを確認
b	徴収停止事例による検証	強制執行・破産手続開始時等に届出を行っているかを確認
キ	時効	
a	債権に応じた時効期間を把握しているか	時効期間を確認
b	時効の起算点を把握しているか	起算点の把握を台帳等により把握
		分割納付の場合を確認
c	時効の中断の要件を把握しているか	督促の到達日の把握状況を確認
d	時効の完成の要件を把握しているか	時効の完成と債権の消滅の把握状況を確認

	監査項目及び観点	監査手続
ク	私債権に係る債権放棄・不納欠損	
a	債権放棄の要件を満たしているか	徴収努力 時効の完成 公平性
b	債権放棄・不納欠損事例による検証	交渉のタイミングを逸していないかなど、交渉経過を確認
ケ	不納欠損を適正に行っているか	
a	不納欠損処分条件を満たしているか	時効の完成 債権の放棄 債権の免除 徴収権の消滅 債権の消滅 徴収努力 公平性
b	不納欠損事例による検証	交渉のタイミングを逸していないかなど、交渉経過を確認
コ	外部委託は効果的か	回収方法・成果目標値・経費を総合的に提案させているかを確認 積算は、インセンティブ（料金形態、成功報酬率等）が働く設定となっているかを評価 仕様書は適切なものとなっているかを確認 報告は、効果的に取り組んだことを確認できるものとなっているか
サ	貸付金に係る留意事項	
a	連帯保証人	連帯保証人にも督促状を発布しているか 連帯保証人への催告を行っているか
b	期限の利益の喪失	納期未到来分を含めた未納分一括納付の告知 期限の利益喪失の事由は何か 期限の利益の喪失に当たっては、公平に処理しているか 納期未到来分を含めた未納分一括納付の告知

(別表6) システム統制

	監査項目及び観点	監査手続
4	システム統制	
ア	システムへの入力、修正等の適切に行われているか	
a	システムへの入力、修正データ等は適切か	システムへの入力等の事務手続の確認
b	システムへの入力後のデータは適切か	システムへの入力後の事務手続の確認
イ	システム保有データの正確性は確保されているか	
a	アクセス記録等は作成、保管されているか	アクセス記録等の作成保管がされているかの確認
b	データの変更は適切に行われているか	変更方法はどうか 手続はどうか
ウ	システムのデータは適切に保存されているか	
a	システムデータの保存年限は適切か	システムの処理状況の確認
b	データの削除を行ったときにデータは残されているか	誤入力や不納欠損等を行ったときにデータは残るかを確認
エ	システムの冗長性は確保されているか	
a	システム機器の冗長性は確保されているか	システム構成の確認
b	データのバックアップは適切に行われているか	システム運用の確認

第5 監査の結果（各局別）

財務局

1 指摘事項

（歳 出）

（1）緊急修理が必要な場合における事務を適正に行うべきもの

建築保全部は、都庁第二本庁舎ほか昇降機保守委託契約を、Aと締結している（契約金額：1,297万8,000円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）。

ところで、提出されている点検実施報告書を確認したところ、当該契約の中では対応しないこととなっている震災対応復旧のガバナ（注）ワイヤーロープの取替えについて、平成23年3月22日に業者から報告を受け、同日に修理を完了させている。

しかしながら、部では、この修理について、契約期間を平成23年3月29日から同月31日とした「都庁第二本庁舎31号昇降機修理契約」（契約金額：28万8,750円）を締結し、平成23年3月31日付けの修理完了届を受けているのは、適正でない。

部は、緊急修理が必要な場合における事務を適正に行われたい。

（建築保全部）

（注）ガバナ（調速機）

昇降速度がある一定以上になることを防ぐとともに、巻上げロープが切断されたときに緊急停止させる機器

生活文化局

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(歳 出)

ア リース契約に係る保守料の積算を適切に行うべきもの

総務部は、パーソナルコンピュータ等の賃借契約（契約金額：502万9,920円、リース期間：平成21.4.1～平成25.3.31）を行っている。

ところで、本契約の保守料に係る積算内訳について見たところ、ライセンス契約により保守が含まれているために改めて積算する必要のない市販ソフト（オフィス統合ソフト等）についての保守料を誤って加えていることから、リース期間合計で71万余円（監査事務局試算）が過大となっているのは適切でない。

部は、リース契約に係る保守料の積算を適切に行われたい。

（総務部）

イ リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直すべきもの

広報広聴部及び消費生活総合センターが行ったリース契約について見たところ、下記の状況が認められた。

- ① リース当初における起案文書は、局が定めた文書保存期間表により、事業の継続期間中は、保存年限にかかわらず常用保存としなければならないとされているが、長期継続契約（表1の1～3）について、リース期間中であるにもかかわらず、起案文書が廃棄されているために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。
- ② 消費生活総合センターが行った長期継続契約（表1の4）について、平成20年度に契約を締結した際の起案文書に積算内訳が添付されていないために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。
- ③ 広報広聴部が行った単年度契約（表1の5）について、平成22年度の契約に係る起案文書に積算内訳が添付されていないために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。

部及び所は、リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直されたい。

（広報広聴部）

（消費生活総合センター）

(表1) 積算等の検証ができなかった契約

(単位：円)

No.	担当部所	契約件名	契約金額	リース期間
1	広報広聴部	図書館情報管理システムの賃借	5,796,000	平成20.4.1～平成24.3.31
2		有償刊行物用POS及び販売管理システムの賃借	4,294,080	平成20.4.1～平成24.3.31
3	消費生活	X線透過検査装置の借入れ	11,340,000	平成18.8.1～平成23.7.31
4	総合センター	蛍光X線分析装置の借入	8,492,400	平成20.6.1～平成25.5.31
5	広報広聴部	シティホールテレビ番組送出システムの賃借	10,281,600	平成17.4.1～平成23.3.31

ウ リース契約に係る保守料の積算を適切に行うべきもの

リース契約の積算において、リース料は、本体価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて、保守料は、本体価格と初期導入費用を明確に区分し、本体価格のみに対して保守料率を乗じて算出する必要がある。

しかしながら、都民生活部が行ったリース契約に関する積算について見たところ、表2の1については、本体価格だけでなく初期導入費用にも保守料率を乗じて算出していること、表2の2については、保守料の積算の根拠が記載されていないことが認められたのは適切でない。

部は、リース契約に係る保守料の積算を適切に行われたい。

(都民生活部)

(表2) 不適切な積算となっている契約

(単位：円)

No.	契約件名	契約金額	リース期間	設置場所
1	電動回転保管庫(注)の賃借	4,845,456	平成21.7.1～平成26.3.31	分室(有楽町)
2	同上	16,997,400	平成19.4.1～平成24.3.31	旅券課(新宿) 分室(池袋、立川)

(注) 新宿の旅券課及び3箇所の分室において作成済みの旅券を保管するためのもの

(3) 意見・要望事項

ア リース契約における契約金額の内訳の把握について

局内のリースに係る契約手続きについて見たところ、表3のとおり、契約金額における料金の内訳(リース料・保守料)が不明となっている契約が見受けられた。

これは、契約締結時において、契約相手から契約金額の内訳書を徴していないことによるものである。

リース期間終了後、再リースにより契約を継続する場合には、当初リース契約におけるリース料と保守料の内訳が再リース契約時の積算根拠となるものである。

局の契約事務を統括する総務部には、各部所がリース契約における契約金額の内訳を把握するよう指導が望まれる。

(総務部)

(表3) 料金の内訳(リース料・保守料)が不明となっている契約

(単位:円)

No.	契約件名	契約金額	リース期間	部所名
1	図書情報管理システムの賃借	5,796,000	平成20.4.1～平成24.3.31	広報広聴部
2	有償刊行物POS及び販売管理システムの賃借	4,294,080	平成20.4.1～平成24.3.31	
3	シティホールテレビ番組送出システムの賃借	10,281,600	平成17.4.1～平成23.3.31	
4	学事情報システム用機器及びファイナルサーバの借入れ	13,194,720	平成20.4.1～平成24.3.31	私学部
5	NPO法人情報管理・提供システム機器の賃借	16,751,700	平成21.1.1～平成25.12.31	都民生活部
6	住民基本台帳ネットワークシステム業務端末用機器の借入れ	9,228,870	平成20.7.1～平成25.3.31	
7	レジスターの賃借	15,632,820	平成22.3.15～平成27.3.14	
8	監視カメラシステム機器の賃借	5,670,000	平成20.7.1～平成25.6.30	
9	受付順番表示装置の賃借	11,466,000	平成22.7.1～平成27.6.30	
10	東京都相談情報直接入力システム機器の賃借	4,258,800	平成20.4.1～平成25.3.31	消費生活総合センター
11	東京都消費生活相談情報オンラインシステム機器の賃借	44,185,680	平成20.4.1～平成24.3.31	
12	計量情報システム用機器の借入れ	3,874,500	平成18.11.1～平成23.10.31	計量検定所

都市整備局

1 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 仮設住宅の管理運営について

第一区画整理事務所及び第二区画整理事務所では、監査日（平成23. 10. 7）現在、東京都土地区画整理事業用仮設住宅等使用規則（昭和22年東京都規則第110号。以下「規則」という。）及び東京都土地区画整理事業用仮設住宅等使用要綱（以下「要綱」という。）に基づき、表1のとおり、区画整理事業の区域内に居住・営業する者のうち、換地に居住等が可能となるまでの間、仮の住居等に移転することが困難な者に対し、仮設住宅等（住宅、倉庫、店舗・事務所等。以下「仮設住宅」という。）を設置し居住等の用に供している。

ところで、両事務所の仮設住宅の管理運営について見たところ、以下のとおり、問題点が見受けられた。

(表1) 仮設住宅の現況

(単位：戸)

所 名	入 居 中	空 室	計
第一区画整理事務所	5	3	8
第二区画整理事務所	16	8	24
計	21	11	32

ア 仮設住宅の使用許可手続を適正に行うべきもの

第二区画整理事務所における平成22年度及び監査日（平成23. 10. 7）現在における仮設住宅使用者21戸の使用申込みから使用許可、入居使用までの事務手続について見たところ、次のとおり、

- ① 要綱第5条第2項では、使用予定者の選考は、選定委員会が行い、決定は所長が行うとしているが、現居住者のうち、3戸については、申込書と請書（誓約書）を徴しているのみで、選定委員会の選考、所長の決定等、一連の使用許可手続を経ないまま仮設住宅を使用させている。
- ② 要綱第8条第3項では、正当な理由により使用者が使用期間の延長を申し出た場合には、使用期間を延長できるとしているが、実際に延長している3戸については、使用期間延長に必要な申請及び延長許可手続を行わないまま使用を継続させている。

など、要綱に基づく必要な手続及び意思決定を行っていないことが認められた。

所は、使用者ごとの個別管理だけでなく、各住宅の使用者及び使用期間等を一覧的に把握できる資料を整備し、所内のチェック体制を図ることが必要である。

(第二区画整理事務所)

イ 使用期間の延長について適切に取扱うべきもの

仮設住宅の使用期間は、要綱第8条第1項（1）により、所定の移転及び工事期間の範囲内で所長が定めた期間としており、この期間、仮設住宅を使用する費用は、規則第6条及び要綱第9条により無償としている。

一方、要綱第8条第3項では、正当な理由により使用者が使用期間の延長を申し出た場合には、使用期間を延長できるとしている。

ところで、新住居の完成が大幅に遅延するなどの個人的事情により、使用期間が延長される場合について見たところ、表2の事例のとおり、第一区画整理事務所では有償としているのに対し、第二区画整理事務所では無償としていることが認められた。

これは、個人的事情で延長された使用期間の取扱いについて、根拠基準等がないことから、両事務所において取扱いが異なるものとなったものである。

所管の市街地整備部は、基準等を再整備し有償、無償の区分を明確に定めるとともに、所は、使用期間延長の場合における有償、無償の取扱いを適切に行う必要がある。

（市街地整備部）

（第二区画整理事務所）

（表2）個人的事情による仮設住宅使用延長分について有償、無償の取扱いを異にしている事例

	第一区画整理事務所	第二区画整理事務所
理 由	新居完成の延伸 (使用延長願提出を受け使用延長を許可)	新居完成の延伸 (使用延長願未提出につき延長無許可)
延長期間	5か月間	8か月間
仮設住宅使用 延長家賃	有 償	無 償

（歳 出）

（2）測量等事務委託について競争入札の導入を検討すべきもの

都営住宅経営部は、都営住宅敷地と隣接地の境界に関し財産管理の適正化を図るため、境界の確定や越境の是正等についての調査、測量、相手方との交渉等について、都営住宅敷地等管理適正化処理委託（契約金額：529万6,614円、契約期間：平成22.11.16～平成23.3.10）を、Aを相手方として特命随意契約をしている。

部は、その特命理由を、①土地家屋調査士の業務は個人資格で個々に業務を営めるが、大量な作業を短期間で行う業務は個人の契約では対応できないため、Aは組織的に業務を処理できる唯一の法人組織であること、②Aには都内各地に32か所の支所があり、土地案件に即した調査士

を選出でき、調査士に不測の事態があった場合でも迅速な対応をすることができることとしている。

しかしながら、

- ① 契約内容を見ると、表3のとおり、委託場所は26件であるが、1件当たりの作業時間も短く、契約期間も約4か月となっているなど、大量な作業を短期間で行う業務とは言えないこと。
- ② 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）は有資格者間の競争活性化のため平成14年5月7日付けで改正され、A以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなったこと。
- ③ 土地家屋調査士の営業エリアは所属する土地家屋調査士会各支部の管轄区域に限定されてはいないこと。
- ④ 契約における不測の事態は、他の契約においても起こり得ることであり特命理由にはならないこと。
- ⑤ 地方自治法における契約の原則は一般競争入札であり、契約に関してはできるだけ競争を働かせることが望ましいこと。

などから、競争入札を取り入れることを検討する必要がある。

なお、法務省のほか、国土交通省の各出先事務所等においても測量等の事務の一般競争入札が実施され、土地家屋調査士法人が業務を受託している。

部は、測量等事務委託について競争入札の導入を検討されたい。

（都営住宅経営部）

（表3）委託場所一覧等

契約期間：平成22. 11. 16～平成23. 3. 10 (約4か月間)		
委託場所	数量	単位
港区（赤坂台町アパート跡地）	3	件
新宿区（角筈アパート跡地）	1	件
墨田区（八広五丁目アパート）	6	件
世田谷区（桜二丁目及び南烏山四丁目アパート）	3	件
練馬区（豊玉中三丁目アパート）	3	件
葛飾区（第一下千葉民生アパート）	1	件
江戸川区（東瑞江第二アパート）	3	件
小金井市（小金井東町四丁目及び小金井貫井南町四丁目アパート）	5	件
東村山市（恩多町五丁目アパート）	1	件
合 計	26	件

(3) 測量調査委託を適正に行うべきもの

多摩ニュータウン整備事務所は、所が管理する土地の測量調査を、表4のとおり、単価契約により委託している。

この中で、所は、建設局が発行した「測量委託標準仕様書」による測量業務の他、「打合せ協議」及び「作業費」を工種別内訳書に記載させ、見積もりを徴取している。

ところで、「打合せ協議」及び「作業費」の内訳について契約書類を見たところ、次のとおり、不適正な状況が認められた。

- ① 指示書に、「打合せ協議」及び「作業費」に関する指示の記載が無く、内容が確認できない。
- ② 「作業費」に関する内訳等が無く、積算根拠が確認できない。
- ③ 委託の完了届に、「打合せ協議」及び「作業費」に関する履行内容が記載されていない。

所は、測量調査委託を適正に行われたい。

(多摩ニュータウン整備事務所)

(表4) 多摩ニュータウン測量調査委託

(単位：円)

件名	契約期間	契約金額	契約金額のうち	
			打合せ協議	作業費
多摩ニュータウン測量調査 (単価契約) その1	H22. 4. 1～ H22. 9. 30	1, 842, 613	102, 900	472, 132
多摩ニュータウン測量調査 (単価契約) その2	H22. 10. 1～ H23. 3. 31	2, 828, 904	174, 825	984, 375

環境局

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(歳 出)

ア リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

自動車公害対策部における表1のリース契約について見たところ、以下のような問題点が認められた。

部は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(自動車公害対策部)

(ア) 表1①の「ディーゼル車監視用固定カメラの借入れ」においては、3者から見積りを徴し、この見積りとその他の根拠とを併せて考慮し、積算を行ったとしている。

しかしながら、この積算を見たところ、以下のような状況が見受けられた。

① 見積りの中の最高価格の、2.6倍(路上装置とカメラサーバの通信部分)、1.2倍(路上装置の撮像装置部分)など、高い物件価格としている物件が複数ある。

② 定期点検の1回あたり単価を見積りの中の最高金額の1.6倍としている。

③ 機器の設置費等について、見積りの最低金額の6割から7割程度の金額としている。

部は、当初見積りと相違する仕様で積算しているが、当該見積りのほかに考慮した根拠等については、記録や保管されている資料がなく、各々の金額において、積算と3者の見積り金額との間に整合性、相関性が認められる状況となっていない。その結果、リース物件価格等に基づいた積算としているものの、そのリース物件価格等が妥当であるか検証したことが確認できない状況となっている。

(イ) 表1②の「夜間用カメラの借入れ」の積算においては、4年5ヶ月のリース期間とし、リース料率2.52%を使用しているが、その算定根拠がない。部は、特殊な機器であるため物件価格等については見積りを徴して参考にしたとしているが、その見積りが保管されていない。その結果、リース物件価格等に基づいた積算としているものの、そのリース物件価格等が妥当であるか検証したことが確認できない状況となっている。

(表1) 問題点が認められたリース契約の件名等

(単位：円)

件名	契約期間	契約金額(月額)
①ディーゼル車監視用固定カメラの借入れ	平成 21. 10. 1～26. 9. 30	5,460,000
②夜間用カメラの借入れ	平成 20. 11. 1～25. 3. 31	369,075

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 効率的、経済的な測定委託を行うべきもの

多摩環境事務所は、11事業者を調査対象として、平成22年度産業廃棄物の規制指導に係る分析委託契約(単価契約)(契約相手:A、契約期間:平成22.9.17~平成23.3.24、支払金額:134万6,100円)を行っている。また、この11事業者を調査対象として概ね3年ごとにダイオキシン類測定委託も行っており、平成22年度は5事業者を対象として産業廃棄物焼却施設等ダイオキシン類測定委託契約(契約相手:B、契約期間:平成22.8.27~平成23.3.25、契約金額:85万4,700円)を締結している。

ところで、それぞれの委託の分析内容について見たところ、産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類測定の対象となる4事業者の排ガス測定を、それぞれ表2のとおり行っているが、表3のとおり、ダイオキシン類測定の10測定項目と廃棄物分析の43測定項目のうち、排ガス測定に係る7測定項目が同一のものとなっていることが認められた。

しかしながら、特段に、重複して行う必要性は認められないことから、分析結果を共用するなど効率的、経済的な測定委託を行っていないのは適切でない。

所は、効率的、経済的な測定委託を行われたい。

(多摩環境事務所)

(表2) 排ガス測定日(採取日)

事業者	ダイオキシン類測定	廃棄物分析
C	10月29日	1月17日
D	11月1日	1月21日
E	11月2日	12月22日
F	11月17日	1月28日

(表3) 重複測定項目

排ガス測定項目	ダイオキシン類測定	廃棄物分析
一酸化炭素濃度	○	○
酸素濃度	○	○
塩化水素濃度	○	○
ダスト(ばいじん)	○	○
二酸化炭素、酸素	○	○
排ガス温度	○	○
排ガス流量	○	○
当該項目の委託料	— (総価契約のため)	8万6,000円 (排ガス測定として単価設定)

(その他)

(2) 狩猟許可に係る事務を適正に取り扱うべきもの

自然環境部（以下「部」という。）及び多摩環境事務所は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、狩猟免許試験等を行い、狩猟免許を交付するなどの事務を行っている。狩猟免許には、網、わな、銃猟の種類があり、銃猟は、ライフル銃、散弾銃、空気銃を猟具とする第1種銃猟と、空気銃を猟具とする第2種銃猟とに区分され、狩猟を行おうとする者は、その猟法の種類に応じ、免許を受けなければならないとされている。

免許申請書及び免許更新申請書（以下「申請書」という。）には、受けようとする狩猟免許の種類等の事項を記載するとともに、銃砲刀剣類所持等取締法により銃器の所持について現に許可を受けている者が申請する場合は、許可証の番号、交付年月日も記載し、その写しを添付しなければならないとされている。また、免許を受ける場合には、狩猟免許試験を、免許を更新する場合には、適性検査を受けることとされている。

ところで、部において、第1種及び第2種銃猟免許の申請書等を見たところ、申請時に、添付された許可証の写しにより鳥獣保護法第40条に掲げる精神障害等の欠格事由に該当しないことは確認しているものの、表4のとおり、

- ① 所持許可期限の切れている銃器によって記載申請した者
- ② 申請書にライフルや散弾銃などの銃の種類等が記載されておらず添付されている銃の所持許可との関係が明確でない者
- ③ 申請書に記載されている銃の一部の所持許可が切れている者

に関しても、申請書を受理し、狩猟免許を交付している事例が認められた。

当該狩猟免許は、銃器による狩猟を許可するものであることから、厳正に取り扱うことが必要である。

部は、狩猟許可に係る事務を適正に取り扱われたい。

（自然環境部）

（表4）申請時点で所持許可期限が切れている銃器について記載している事例等

	申請受付日	適性検査等	銃砲所持許可証の交付年月日	申請書に記載されている銃の種類及び交付年月日	添付された銃砲所持許可証写しによる銃の有効期間
	平成年月日	平成年月日	平成年月日	平成年月日	平成年月日
①	22.7.20	22.7.27	20.7.20	散弾銃 19.7.20	22.7.19
②	22.8.9	22.9.14	20.9.16	記載なし	22.8.27
③	22.8.11	22.8.14	19.9.18	散弾銃 19.8.1	22.7.31
				ライフル 20.8.1	23.7.31

福祉保健局

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(歳 出)

ア リース契約に係る保守料の積算を適切に行うべきもの

少子社会対策部は、サーバリプレイスに伴う児童相談所情報管理システムに要する機器等の借入に係るリース契約（契約金額：4,353万3,000円、リース期間：平成21.4.1～平成26.3.31）を締結しているが、保守を必要としないサーバラックについて、部は保守料を積算しており適正ではない。

この結果、リース期間全体について試算すると、表1のとおり、積算額が27万7,200円、契約金額が7万1,400円、それぞれ過大となっている。

部は、リース契約に係る保守料の積算を適切に行われたい。

(少子社会対策部)

(表1) リース契約に係る積算の状況

(単位：円)

	誤	正	差 額
予定価格	43,738,800	43,461,600	277,200
契約金額	43,533,000	43,461,600	71,400

イ 情報機器の再リースについて

(ア) 情報機器の再リースに係る保守料を適切に積算すべきもの

萩山実務学校は、児童及び生徒のパソコン学習のために、平成17年度から19年度までパーソナルコンピューター（集団学習装置）をリースし、平成20年度以降再リースしている。

IT経費適正化マニュアル（総務局作成。以下「マニュアル」という。）によると、リース開始後5年間については当初契約時の保守料6万3,000円と同程度の金額により積算すべきところであるが、学校はリース開始後4、5年目に当たる平成20、21年度において保守料を34万1,460円として契約しており、適正でない。

この結果、表2のとおり、契約金額が55万6,920円過大となっている。

学校は、情報機器の再リースに係る保守料を適切に積算されたい。

(萩山実務学校)

(表2) 各年度におけるリース契約金額 (年額)

(単位: 円)

区 分	保守料
当初リース (平成17年度～平成19年度) ①	63,000
再リース (平成20年度～平成21年度) ②	341,460
差 額 (1年当たり) ③=①-②	278,460
差額合計 (平成20年度～平成21年度) ④=③×2	556,920

(イ) 情報機器の再リースに係るリース料を適切に積算すべきもの

東村山老人ホームは、平成18年度から平成21年度まで栄養管理システム用電子計算装置 (サーバ及びパソコン等) をリースし、平成22年度の1年間再リースしている。

ホームは、再リース契約においては、当初リース時の10分の1としてリース料を積算すべきところ、表3のとおり、当初契約時の10分の1を超える額で積算しており、適正でない。

この結果、再リース契約における保守料は当初リースと同額として試算すると、表3のとおり、月額1万8,002円、合計21万6,024円 (月額×12か月) が過大となっている。

ホームは、情報機器の再リースに係るリース料を適切に積算されたい。

(東村山老人ホーム)

(表3) 当初契約及び再リース契約金額 (月額)

(単位: 円)

	当初リース		再リース契約目途額		再リース 契約金額 (B)	差 額 (B)-(A)
	契約目途額	当初契約金額 (試算)	誤	正 (A)		
機器リース料	114,562	105,688	19,640	10,568	19,640	9,072
初期導入費	98,190	90,584	—	—	—	—
保守料	15,965	14,728	22,800	14,728	22,800	8,072
計	228,717	211,000	42,440	25,296	42,440	17,144
	消費税		2,122	1,264	2,122	858
	合 計		44,562	26,560	44,562	18,002

(ウ) 情報機器の再リースに係る積算を適切に行うべきもの

児童会館は、平成19年度から平成21年度まで来所者用パーソナルコンピュータ (デスクトップパソコン等) をリースし、平成22年度の1年間再リースしている。

会館は、当初契約において、機器リース料と保守料とを分けることなく、月額20万5,800円と積算している。また、再リースにあたっては、月額6万3,840円とし、そのうち保守料を3万8,640円と積算している。

そこで、マニュアルに基づき、当初リースの保守料と再リースの保守料とが同額として試算すると、表4のとおり、再リース時のリース料が当初契約時の10分の1を超える額で積

算していることとなり適正でない。

この結果、表4のとおり、月額2万8,154円、合計33万7,848円（月額×12か月）が過大となっている。

所は、情報機器の再リースに係る積算を適切に行われたい。

（児童会館）

（表4）当初契約及び再リース契約金額（月額）

（単位：円）

	当初リース			再リース		再リース 契約金額 (B)	差 額 (B) - (A)
	契約目途 額内訳試算	契約金額 内訳試算		誤	正 (A)		
機器リース料	167,160	—	73,516	25,200	7,352	15,750	8,398
保守料	38,640	—	16,994	38,640	16,994	36,750	19,756
計	205,800	90,510		63,840	24,346	52,500	28,154

ウ 契約の履行を確認した上でリース料を支出すべきもの

西多摩福祉事務所は、生活保護事務を行うため、生活保護システム（以下「システム」という。）を導入しており、平成22年度にシステムを更新している。

所は、新システムへの円滑な移行を図るためとして、平成21年度まで稼働していたシステムを再リースすることとし、平成22年度に生活保護システムプログラム及び設置機器の賃貸借契約（契約金額：23万1,000円、借入期間：平成22.4.1～平成22.9.30）を締結している。

そこで、再リース契約についてみたところ、次のとおり、適正でない事項が認められた。

（ア）再リース契約の履行を確認した上でリース料を支出すべきところ、所は、平成22年5月21日に契約金額の全額を支出している。

（イ）再リース契約における仕様書で、履行期間満了後もシステムを無償で使用できるよう定められているが、所は、履行期間が満了した平成22年10月1日以降もなんら手続きをしないまま、継続して使用しており、平成23年4月25日まで使用できる状態となっていた。

所は、再リース契約の履行を確認した上でリース料を支出するなど、契約事務を適切に行われたい。

（西多摩福祉事務所）

2 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 重度心身障害者手当過払金に係る債権を適正に管理すべきもの

心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）は、都内に住所を有する重度心身障害者のうち、一定の条件に該当する者に対して、重度心身障害者手当（月額6万円。以下「手当」という。）を毎月支給している。

センターは、受給資格の有無を把握するため、定期的に手当受給者の生活状況調査を行い、その結果、受給者の死亡等により、受給資格が消滅していたにもかかわらず、手当が支給された場合には、過払金として、その返還を求めている。

センターは、福祉保健局滞納整理事務処理マニュアルにより、督促後1か月経過しても納入が確認できないときには、納入催告書を発行することとし、さらに、その後1か月経過しても納入が確認できないときには、電話や実地訪問による催告を併せて行うこととしている。

ところで、重度心身障害者手当過払金に係る債権の状況を見たところ、センターは、表5のとおり、過払金を平成21年度以降に返還していない債務者（計18名、689万9,000円分）に対して、平成22年度に催告等を行っていないことが認められた。

このように、債務者に対する債権回収に向けた継続的な取組が充分とはいえない状況は、債権管理として適正でない。

センターは、重度心身障害者手当過払金に係る債権を適正に管理されたい。

（心身障害者福祉センター）

(表5) 債権回収に向けた継続的な取組が充分でない事案

(単位：千円)

番号	債務者	返還対象手当 支給年月	返還総額 A	既返還額 B	残額 A-B	最終納入 年月日	催告等最終 実施年月日
1	A	平成 14. 9～ 平成 17. 2	1, 800	400	1, 400	平成 19. 8.10	平成 22. 2.12
2	B	平成 11. 8～ 平成 12. 3	480	220	260	平成 19. 8.30	平成 22. 2.12
3	C	平成 12. 3～ 平成 12. 4	120	5	115	平成 21. 3. 9	平成 22. 2.12
4	D	平成 12. 2～ 平成 12. 4	180	34	146	平成 19. 7.18	平成 22. 2.12
5	E	平成 12.10～ 平成 13. 1	240	84	156	平成 19. 7.20	平成 16.12.17
6	F	平成 12. 7～ 平成 13. 1	420	21	399	平成 18. 7.21	平成 22. 2.12
7	G	平成 12.10～ 平成 13. 1	240	2	238	平成 18. 9. 7	平成 22. 2.12
8	H	平成 14. 7～ 平成 14. 8	120	50	70	平成 19.10.22	平成 22. 2.12
9	I	平成 4. 9～ 平成 5. 3	364	224	140	平成 20. 1. 7	平成 22. 2.12
10	J	平成 9. 4	60	15	45	平成 20. 6.18	平成 22. 2.12
11	K	平成 11. 6～ 平成 15. 6	2, 940	30	2, 910	平成 19. 2.15	平成 22. 2.12
12	L	平成 18. 5	60	—	60	—	平成 22. 2.12
13	M	平成 18.12～ 平成 19. 1	120	—	120	—	平成 19. 4.12
14	N	平成 18. 9～ 平成 18.10	120	—	120	—	平成 22. 2.12
15	O	平成 20. 7～ 平成 20. 9	180	—	180	—	平成 21.11. 4
16	P	平成 20. 7～ 平成 20. 8	120	—	120	—	平成 21.11. 4
17	Q	平成 20.10～ 平成 21. 1	240	—	240	—	平成 21. 8.14
18	R	平成 19.12～ 平成 20. 2	180	—	180	—	平成 21. 8.14
計			7, 984	1, 085	6, 899		

(2) 利用者負担金等に係る債権を適正に管理すべきもの

利用者負担金等については、納期限までに納付しない者に対して、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年条例第135号）等により、納期限経過後20日以内に督促状を発行して督促し、その督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定することとされている。

ところで、障害者施策推進部、北療育医療センター及び府中療育センターにおいて、利用者負担金等に係る債権の管理状況を見たところ、次のとおり、適正でない事例が複数認められた。

部及び両センターは、利用者負担金等に係る債権を適正に管理されたい。

（障害者施策推進部）

（北療育医療センター）

（府中療育センター）

ア 障害者施策推進部は、児童福祉施設、知的障害者援護施設及び身体障害者更生援護施設の合計21施設に係る利用者負担金等の徴収に係る事務を行っている。

しかしながら、利用者負担金等の収入未済について見たところ、表6のとおり、監査日（平成23.6.3）現在、収入未済（平成23.3.31現在）1,208件、2,966万2,464円のうち、1,184件、2,555万3,406円分について、部は「納付のお知らせ」を送付しているものの、所要の要件を備えた督促状を送付していない。

（表6）利用者負担金等に係る収入未済の督促状況

利用者負担金等に係る収入未済 （平成23.3.31現在）		左記のうち、適正に督促されていない収入未済 （平成23.6.3現在）	
件数	金額（円）	件数	金額（円）
1,208	29,662,464	1,184	25,553,406

イ 北療育医療センターは、利用者Sに対する利用者負担金等について、北療育医療センター滞納整理事務処理マニュアルに基づき、滞納額71万3,319円（平成19.2～平成22.2）を、平成23年1月から平成24年2月まで14回に分割して、毎月分納することを認めている。

ところで、Sは、平成22年3月以降も、北療育医療センターを継続して利用していることから、Sに係る平成22年3月以降新たに発生している利用者負担金等が適切に債権管理されているかを確認したところ、Sは、表7のとおり、監査日（平成23.5.19）現在、利用者負担金等18万4,928円を滞納しているにもかかわらず、北療育医療センターは、Sに対して適正に督促を行っていない。

(表7) Sに係る平成22年3月以降に新たに発生した滞納の状況

利用年月	滞納金額(円)	納入期限	督促
平成22年3月	23,116	平成22年6月17日	未実施
平成22年4月	23,116	平成22年7月16日	未実施
平成22年5月	23,116	平成22年8月13日	未実施
平成22年6月	23,116	平成22年9月17日	未実施
平成22年7月	23,116	平成22年10月30日	未実施
平成22年8月	23,116	平成22年10月30日	未実施
平成22年9月	23,116	平成22年12月16日	未実施
平成23年1月	23,116	平成23年4月18日	未実施
計	184,928		

ウ 府中療育センター利用者T、U2名に対する利用者負担金等に係る債権管理の状況を確認したところ、以下のとおりであり、府中療育センターは、表8のとおり、監査日(平成23.5.27)現在、適正に督促を行っていない。

(ア) 利用者Tに対し、平成21年7月分から平成23年2月分までのうち滞納となっている利用者負担金等100万8,364円について、督促を行っていない。

(イ) 利用者Uに対し、平成21年11月分から平成23年2月分までのうち滞納となっている利用者負担金等47万9,628円について、督促を行っていない。

(表8) 適正に督促が行われていない事例

債務者	利用期間	滞納金(円)	督促
T	平成21年7月から平成23年2月まで	1,008,364	未実施
U	平成21年11月から平成23年2月まで	479,628	未実施
	計	1,487,992	—

(3) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を速やかに行うべきもの

国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等(以下「連合会等」という。)は、公費負担医療実施機関等が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為(検査・投薬等)であると判断した場合、診療報酬点数を減点(以下「査定減」という。)する。

府中療育センター(以下「センター」という。)は、連合会等から査定減の通知があったとき、センター内に設置している保険診療委員会(以下「委員会」という。)を開催し、請求内容に正当性があり、査定減の内容に納得できないと判断した場合には、連合会等に対して再審査請求を行うこととしている。

センターの再審査請求に関しては、連合会等から通知のあった平成21年10月分から平成22年12月分までの査定減84件に対して、センターが再審査請求を行ったところ、約4分の3に相当する62件が、当初の請求のとおり全額認められており、実績がある。

ところで、査定減に係る再審査請求事務の進捗について見たところ、表9のとおり、委員会で

再審査請求を行うこととしたにもかかわらず、その請求が遅延しているものが発生しており、監査日（平成23.5.27）現在、再審査請求を行っていない事案が127件、100万3,955円認められたことは、適切でない。

センターは、再審査請求により、当初の請求が全額認められる可能性も高いことから、委員会の決定に基づき、速やかに再審査請求を行う必要がある。

センターは、査定減に係る診療報酬の再審査請求を速やかに行われたい。

（府中療育センター）

（表9）再審査請求を行っていない件数等

委員会の開催年月	件数	金額（円）
平成20. 9	3	69,000
平成20. 11	2	8,190
平成20. 12	1	30,000
平成21. 1	3	1,800
平成21. 3	1	8,960
平成21. 5	2	4,340
平成21. 7	7	40,320
平成21. 9	19	63,290
平成21. 11	6	74,910
平成21. 12	3	24,199
平成22. 1	11	97,729
平成22. 2	10	114,780
平成22. 3	5	46,000
平成22. 4	10	67,110
平成22. 5	6	45,770
平成22. 6	5	25,880
平成22. 7	5	39,710
平成22. 9	10	56,237
平成22. 10	1	5,270
平成22. 11	2	9,900
平成22. 12	4	32,100
平成23. 1	4	11,420
平成23. 2	4	104,900
平成23. 3	3	22,140
計	127	1,003,955

（歳出）

（4）建物管理を適切に委託すべきもの

心身障害者福祉センターは、児童相談センターと同一敷地内にあり、建物が一体的な構造となっており、庁舎の設備監視、警備、清掃等については、一体的に行うことが合理的であることから、建物管理に係る委託契約（契約金額：1億2,495万円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）をVと一括して締結している。

ところで、清掃業務等の履行状況について見たところ、次のとおり、監査日（平成23.5.16）現在、適切でない状態が認められた。

心身障害者福祉センターは、建物管理を適切に委託されたい。

（心身障害者福祉センター）

ア 心身障害者福祉センターは、当該委託契約の積算に当たって、先ず、各自で前年の単価等を基に所管部分を積算したうえで、合算することとしている。

しかしながら、各々の積算の内訳を比較すると、同程度の清掃内容等であるにもかかわらず、単価が相違している項目が複数認められた。

この結果、各項目においてより安価な単価を採用して試算したところ、予定価格が46万5,441円過大となっている。

イ 心身障害者福祉センターは、本館4階の3事務室を、財団法人東京しごと財団に対して、平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間、事務所として使用することを許可していた。

ところで、監査日（平成23.5.16）現在の事務所の状況を確認したところ、事務所は平成22年9月30日に財団が退去したのち、床をはがした状態のままになっており、日常清掃（主に床の掃き掃除等を週5回実施）や定期清掃（主に床の研磨を月1回実施）ができる状態とは認められなかった。

しかしながら、受託業者の清掃日誌には、契約期間中、従前と同様に、日常清掃及び定期清掃が行われていたと記入されていた。

本来であれば、清掃面積が減少したことから、契約変更等を行い、契約金額を適切に見直す必要があったにもかかわらず、従前の契約金額のままとしていたため、表10のとおり、契約金額121万5,053円（監査事務局試算）が過大となっている。

（表10）3事務室に係る契約金額

（単位：円）

	誤	正	差 額
日常清掃	1,818,073	909,036	
定期清掃	612,031	306,015	
合 計	2,430,104	1,215,051	1,215,053

（5）予定価格の単価設定を適切に行うべきもの

東京都健康安全研究センター（以下「センター」という。）は、食品、医薬品、生活環境、飲料水等の日々の安全確保と感染症など新たな健康危機への備えとの両面から、試験検査、調査研究などを行っており、庁舎内には動物実験室や飼育室を設け、試験研究に使用する動物を飼育している。

ところで、センターは、動物の飼育等に係る業務について、平成22年度、指名競争入札により、動物飼育管理業務委託契約（契約金額：3,240万7,620円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）をWと締結している。

当該委託契約の仕様書を確認したところ、表11のとおり、作業時間について、平日は、8時30分から17時15分まで、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は、8時30分から12時45分までとなっているにもかかわらず、人件費のうち作業員1人当たりの単価が、一律に同額で積算されていることが認められた。

しかしながら、作業時間の異なる日に同一の単価を設定していることは、適切でない。

単価を稼働時間に応じた割合により計算（監査事務局試算）すると、予定価格は、2,933万563円となるため、契約金額（3,240万7,620円）との差額307万7,057円が過大となっている。

センターは、委託契約における予定価格の単価設定を適切に行われたい。

（健康安全研究センター）

（表11） 予定価格及び契約金額

（単位：円）

		誤	正	差 額
予 定 価 格	平日 8時30分～17時15分	23,154,862	23,154,862	
	土・日等 8時30分～12時45分	11,625,075	6,175,701	
	計	34,779,937	29,330,563	5,449,374
契約金額		32,407,620	29,330,563	3,077,057

病院経営本部

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(支 出)

ア リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直すべきもの

(ア) サービス推進部のリース契約について、表1のとおり、積算に用いた候補機種の標準価格が積算内訳書とメーカーカタログとで一致していないものが認められた。

部は、これらについて根拠資料を残しておらず、積算が妥当であることを検証しているのか確認できない状況となっており、適切でない。

(イ) 大塚病院、駒込病院、墨東病院及び松沢病院においても、表2のとおり、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっているもの、表3のとおり、再リース契約に係る積算の根拠資料が残されていないものなど、積算が妥当であることを検証しているのか確認できない状況となっており、適切でない。

部及び各病院は、積算が妥当であることを確認できるよう、リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直されたい。

部は、複数の病院で適切でない事例が認められていることから、各病院のリース契約事務について指導を徹底されたい。

(サービス推進部)

(大塚病院)

(駒込病院)

(墨東病院)

(松沢病院)

(表1) 積算に用いた候補機種の標準価格の状況

(単位：円)

所属名	契約件名	リース期間	品名	積算に用いた候補機種の標準価格	
				積算内訳書	メーカーカタログ
サービス推進部	電子カルテシステム等用サーバ等の借入れ (都立病院情報システムセンター・駒込病院分)	平成 21. 3. 1～ 平成 26. 2. 28	サーバ 本体	7, 410, 000	9, 056, 000 から
	電子カルテシステム等用サーバ等の借入れ (小児総合医療センター (仮称) 分)	平成 21. 3. 1～ 平成 26. 2. 28	サーバ 本体	14, 022, 000	6, 750, 000 から
	電子カルテシステム等用サーバ等の借入れ (多摩総合医療センター (仮称) 分)	平成 21. 3. 1～ 平成 26. 2. 28	サーバ 本体	19, 500, 000	10, 670, 000 から

(表2) 積算の算定根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっている事例

(単位:円)

所属名	契約件名	契約金額	リース期間
大塚病院	次期都立病院情報システム用サーバ及び端末機等の借入れ(大塚病院)その2(再リース)	15,978,375	平成22.4.1~平成23.1.31
駒込病院	東京都立駒込病院フィルムレス情報管理システム機器の借入れ	80,619,000	平成22.4.1~平成23.1.31
	外来患者呼出システム機器の借入れ	9,450,000	平成22.4.1~平成22.7.31
	東京都立駒込病院フィルムレス情報管理システム機器の借入れ(再リース)	4,345,666	平成23.2.1~平成23.3.31
墨東病院	次期都立病院情報システム用サーバ及び端末機等の借入れ(墨東病院)その2	21,702,576	平成22.4.1~平成22.7.31
	都立病院検査実施システム機器の借入れ(墨東病院分)	19,910,520	平成22.4.1~平成23.3.31
	次期都立病院情報システム患者所在検索用サーバの借入れ(墨東病院)その2(再リース)	14,815,542	平成22.8.1~平成23.2.28
	病理・細胞診検査業務支援システムの借入れ(墨東病院分)	6,063,120	平成22.4.1~平成23.3.31
	リハビリ管理システムの借入れ(墨東病院分)	1,116,360	平成22.4.1~平成22.7.31

(表3) 再リース契約に係る積算の算定根拠が残されていない事例

(単位:円)

所属名	契約件名	契約金額	リース期間
松沢病院	都立松沢病院栄養科仮設厨房棟機器の借入れ	3,723,552	平成22.4.1~平成23.3.31

イ リース契約に係るリース料の積算を適切に行うべきもの

広尾病院におけるリース契約について見たところ、リース料率に通常含まれている金利、固定資産税、保険料、手数料等を諸経費として重複して算出しており、適正でない。

この結果、リース期間全体について試算すると、表4のとおり、48万1,932円の過大積算となっている。

病院は、リース契約に係るリース料の積算を適切に行われたい。

(広尾病院)

(表4) 対象のリース契約

(単位:円)

契約件名	リース期間	予定価格		差額	
		誤	正		
患者受付・表示システムの借入れ	平成19.12.1~平成22.11.30	(月額)			
			1,085,752	1,072,365	13,387
		(総額(月額×36))	39,087,072	38,605,140	481,932

ウ 物品の使用実態に応じた調達方法を検討すべきもの

松沢病院は、医事会計システム機器をリース契約で借り入れている。その後、この機器にメモリを増設する必要が生じたため、オーダリングシステム用端末機等のリース契約（契約期間：20.2.1～平成24.2.29）に、増設メモリ（20台分）（70万3,640円（税抜き））を含めて借り入れている。

ところで、医事会計システム機器の契約期間満了後の増設メモリの使用状況について見たところ、表5のとおり、平成22年12月1日以降、リース期間を残して、使用しないまま病院に保管されており、適切でない。

ファイナンスリースは途中解約ができず、使用されていないリース物品が生じてもリース料等を支払い続けなければならないため、病院は、物品の使用実態に応じた調達方法を十分に検討されたい。

（松沢病院）

（表5）医事会計システム機器と増設メモリとの関係

年月日	オーダリングシステム用端末機等の借入れ			医事会計システム機器の借入れ	
	リース契約の形態	使用状況	増設メモリの使用状況	リース契約の形態	使用状況
平成 16. 8. 1				当初リース	設 置
平成 20. 2. 1		設 置	設 置		
平成 21. 8. 1	当初リース	撤去(予定)	取外し 保管 (不使用)	再リース	撤 去
平成 22. 11. 30					
平成 22. 12. 1					
平成 24. 2. 29					

エ 適正な再リース料により契約を締結すべきもの

駒込病院及び墨東病院では、表6のとおり、再リース契約を締結している。

ところで、この再リース契約について見たところ、院内におけるチェック機能が十分でなかったため、再リース時のリース料が当初リース時の10分の1になっておらず、適切でない。

この結果、再リース期間全体について試算すると、表7のとおり、駒込病院については1,258万5,432円、墨東病院については12万4,504円、合計で1,270万9,936円が不経済支出となっている。

両病院は、再リース契約の締結に当たり適正な再リース料により契約を締結されたい。

（駒込病院）

（墨東病院）

（表6）対象のリース契約

所属名	区分	契約件名	再リース期間
駒込病院	ア	高周波温熱治療装置の借入れ	平成 12. 4. 1～平成 23. 3. 31
墨東病院	イ	リハビリ管理システムの借入れ	平成 22. 8. 1～平成 23. 3. 31

(表7) 積算の内訳

(単位：円)

所属名 (区分)	当初契約 リース料 (月額) (a)	再リース期間	月 数 (b)	再リース契約 リース料 (月額)		差額 (総額) (e)= {(c)-(d)}*(b)
				誤 (c)	正 (d)=(a)*1/10	
駒込病院 (ア)	1,299,400	平成 12. 4. 1～平成 17. 3. 31	60	251,160	129,940	7,273,200
		平成 17. 4. 1～平成 23. 3. 31	72	203,721		5,312,232
	小 計					12,585,432
墨東病院 (イ)	91,967	平成 22. 8. 1～平成 23. 3. 31	8	24,759	9,196	124,504
合 計						12,709,936

(注) 墨東病院 (イ) の当初契約リース料 (月額) の算定に当たっては、再リース契約で積算していない初期導入費用を控除している。

2 指摘事項

(支 出)

(1) 随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの

財産の買入に当たっては、東京都契約事務規則 (昭和 39 年規則第 125 号) により、予定価格が 160 万円以下の場合には、随意契約によることができる。

ところで、広尾病院、駒込病院及び墨東病院において、契約の締結状況について見たところ、表 8 のとおり、同類の物品を同時期に随意契約により締結し、見積者が重複している事例が認められた。

これらの予定価格をそれぞれ合算すると、160 万円以上となることから、競争入札によって契約を締結するべき案件であり、契約の公平性、透明性の観点から、適切でない。

各病院は、随意契約に係る事務手続を適切に行われたい。

(広尾病院)

(駒込病院)

(墨東病院)

(表 8) 同時期に契約を締結している随意契約の事例

ア 広尾病院分

件名	予定価格 (単位：円)	契約締結日	履行期限	見積者	契約相手方
ノートパソコン 外 26 点の購入	1,470,147	平成 23. 3. 3	平成 23. 3. 31	A	A
ノートパソコン 外 28 点の購入	1,232,185			B	
計	2,702,332			C D	

イ 駒込病院分

件名	予定価格(単位:円)	契約締結日	履行期限	見積者	契約相手方
パソコン外3件の購入	867,972	平成23.2.2	平成23.2.14	E	E
パソコン外14件の購入	1,272,999	平成23.2.4	平成23.3.8	F G	
計	2,140,971				

ウ 墨東病院分

件名	予定価格(単位:円)	契約締結日	履行期限	見積者	契約相手方
車椅子の買入れ	674,000	平成23.3.23	平成23.3.31	H I	H
腰椎・硬膜外芽刺シュミレータ外2点の買入れ	711,375				
インキュベータ外1点の買入れ	1,212,750			H I J	
システム顕微鏡の買入れ	1,420,650				
計	4,018,775				

(2) 適正な契約事務手続に向けた指導を強化すべきもの

松沢病院において、物品購入に係る契約関係書類と納品書（契約業者の様式）とを照合したところ、監査日（平成23.5.17）現在、次のとおり、適正でない状況が複数認められた。

ア 表9中の①、②及び③の契約について見たところ、病院は、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時、契約業者に納品をさせ、後日、まとめて代金を支払っている。

イ 表9中の①及び②の契約について見たところ、病院は、履行期限後に納品があったにもかかわらず、納品検査を合格としている。

ウ 平成23年3月分の納品書（7回分の納品書、金額合計21万2,435円）について見たところ、契約関係書類との照合ができず、病院は、平成23年度になってから支出負担行為等の手続を行っている。

病院は、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

また、これらの不適正な契約事務手続については、平成21年の定例監査でも同様な指摘を行っており、病院に係る契約指導等を所管するサービス推進部には、指導の徹底を求めたところである。

部は、適正な契約事務手続に向けた病院に対する指導を強化し、実効性の高い再発防止策を講じられたい。

（松沢病院）

（サービス推進部）

(表9) 物品購入に係る契約

(単位：円)

区分	件名	契約年月日	履行期限	契約金額
①	トナーカートリッジ外24点の購入	平成23.3.10	平成23.3.28	511,654
②	ダブルクリップ外14点の購入	平成23.3.7	平成23.3.28	130,383
③	レターファイル外24点の購入	平成23.3.9	平成23.3.28	207,766

(3) PFI事業に係る支払事務を適正に行うべきもの

病院経営本部は、多摩総合医療センター（以下「多摩総合」という。）及び小児総合医療センター（以下「小児総合」という。）における運營業務等をPFI事業として行っており、Kと多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業（契約金額：2,490億9,263万8,341円、契約期間：平成18.8.31～平成37.3.31）に係る契約を締結し、多摩総合及び小児総合は、当該契約に係る支払事務などを行っている。

当該契約における修理修繕業務は、計画的修理修繕と計画外修理修繕とに分けられており、計画外修理修繕の履行方法及び支払手続等については、「修繕に関する覚書」（締結日：平成22.4.1）（以下「覚書」という。）により定められ、この覚書では、支払手続として、Kは修繕費用の相当性を根拠付ける資料を提出すること、多摩総合及び小児総合はKによる業務の履行の結果を確認し承認することなどを定めている。

ところで、多摩総合及び小児総合における計画外修理修繕に係る支出関係書類について見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。

- ア 多摩総合及び小児総合は、覚書に基づく履行の確認及び承認を行わずにKに修繕費用を支払っている。
- イ 多摩総合は、Kが作成している請求書とKが修繕費用の根拠としている施工業者作成の見積書との内訳が一致していないなど、請求書の内訳が正確なものか照合できない状況となっているにもかかわらず、Kに修繕費用を支払っている。

多摩総合及び小児総合は、PFI事業に係る支払事務を適正に行われたい。

(多摩総合医療センター)

(小児総合医療センター)

(4) チェック機能を十分に果たし、契約手続を適正に行うべきもの

墨東病院は、医療機器等の整備計画の策定、機種選定、製品指定等を適切に調査審議するため、墨東病院機種選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、例年は、7月以降に数回開催している。

ところで、病院において、医療機器等に係る特命随意契約の締結状況について見たところ、委員会に諮らないまま、緊急の必要があるとして特命随意契約を締結した案件が、平成22年度に66件（1億8,642万4,985円）あったことが認められた。

これは、事務の遅延によって、競争に付する期間が確保できなくなったためなどとしているが、この兆候は、例年7月頃に開催される委員会が開催されていなかったことなどから、確認することができたものである。

同様に、緊急の必要があるとした特命随意契約は、監査日（平成23.5.23）現在、平成23年度にも67件（1億5,993万4,347円）が認められている。

調達した全ての医療機器等は、本来であれば、競争による契約によって調達するべきものであることから、特命随意契約を締結することは、適正でない。

病院、経営企画部及びサービス推進部における、それぞれのチェック機能が十分に働いていれば、適正でない処理は防げたものである。特に、経営企画部及びサービス推進部は、各病院の適正な契約事務を確保するために自己検査を強化しており、検査員からの報告を有効に活用するべきであった。

病院は、契約手続を適正に行われたい。

病院及び両部は、それぞれの役割であるチェック機能を十分に果たされたい。

（墨東病院）

（経営企画部）

（サービス推進部）

産業労働局

1 重点監査事項

(1) 選定事項

収入管理・滞納整理

(2) 対象債権

中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金の債権管理

(3) 対象債権の概要

ア 収入の根拠

中小企業設備近代化資金貸付要綱等に基づき、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入等を促進するため貸付けている。貸付事業は平成11年度までで終了し、部は償還金の収入管理と未収債権の滞納整理を行っている。

イ 調定及び収入の状況

調定及び収入の状況は表1のとおりである。

(表1) 調定・収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損			収入未済			収入率	
		件数	金額	件数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	金額
当年度	18	2	2,312	2	2,312	0	0	0	0	0	0	100	100
	19	2	2,312	2	2,312	0	0	0	0	0	0	100	100
	20	2	2,312	2	2,312	0	0	0	0	0	0	100	100
	21	2	2,312	2	2,312	0	0	0	0	0	0	100	100
	22	2	2,312	2	2,312	0	0	0	0	0	0	100	100
過年度	18	603	1,405,250	50	28,049	0	0	0	553	529	1,377,200	8.2	2.0
	19	553	1,377,200	12	66,441	10	8	17,113	531	509	1,293,645	2.1	4.8
	20	531	1,293,645	4	15,830	3	3	4,887	524	502	1,272,927	0.7	1.2
	21	524	1,272,927	3	10,019	31	30	47,426	490	469	1,215,481	0.5	0.7
	22	490	1,215,481	4	8,640	27	26	41,286	459	441	1,165,555	0.8	0.7
計	18	605	1,407,562	52	30,361	0	0	0	553	529	1,377,200	8.6	2.1
	19	555	1,379,512	14	68,753	10	8	17,113	531	509	1,293,645	2.5	4.9
	20	533	1,295,957	6	18,142	3	3	4,887	524	502	1,272,927	1.1	1.4
	21	526	1,275,239	5	12,331	31	30	47,426	490	469	1,215,481	0.9	0.9
	22	492	1,217,793	6	10,952	27	26	41,286	459	441	1,165,555	1.2	0.9

(4) 監査の方法

貸付金に係る収入管理（別表4）、滞納整理（別表5）、システム統制（別表6）に基づき、対象債権の状況に応じて検証方法を具体化した上で、業務の流れに沿って検証し、適切であるかを評価した。

(5) 監査の結果

検証結果の概要は次のとおりである。

対象債権の滞納整理について、催告などの徴収努力を公平かつ効果的に行い、回収可能性を速やかに判断するなどして、公平かつ効果的、効率的に債権を管理する必要が認められた。

ア 収入管理

(ア) 調定

貸付契約書に基づき債務者情報を一覧管理し、これにより償還金を適時に調定している。

(イ) 収入

調定情報を財務会計システムにより管理しており、収入状況についても財務会計システムを用いて把握している。

イ 滞納整理

(ア) 督促の適正性

平成22年度においては、督促状を発布すべき事案は発生していない。

(イ) 催告・交渉の効果、回収可能性の判断

別項指摘事項のとおり、滞納整理に係る処理方針を策定していないなどにより、効果的な催告、交渉等が行われていない。

(ウ) 法的措置等

別項指摘事項のとおり、意思決定を行わないまま徴収停止と同様の取扱いとなっている、徴収停止案件については事後調査による事情変更等の確認を行っていないなど、債務者間の公平を確保できていない。

(エ) 催告・交渉の効果、回収可能性の判断

別項指摘事項のとおり、処理方針を漏れなく速やかに策定しておらず、それに基づく進行管理を行っていないことなどから滞納整理が適切に行われていない。

(6) 指摘事項

ア 中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金の債権管理について

金融部は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、中小企業者に中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金（以下「中小企業貸付金」という。）を貸し付け、債権管理を行っている。

部は、中小企業貸付金について、平成20年度から平成22年度までの3年間、債権の保全及び事務整理のための調書・徴収簿等の作成及び状況調査、回収可能性の判断等を債権回収会社に委託（以下「整理調査委託」という。）している。

(ア) 滞納整理事務を適切に行うべきもの

部は、整理調査委託の結果等に基づき、債務者・連帯保証人等の状況及び対応策を記載した債務者別整理表（以下「整理表」という。）を作成し、債務者別の処理方針・計画（以下「処理方針」という。）を策定しているとしている。また、その進行管理については、整理表に基づき担当者から状況報告を受けることによって行っているとしている。

ところで、この滞納整理事務について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- ① 整理表の作成状況について見たところ、表2のとおり、速やかに整理表を作成していないもの、整理表による処理方針が決定されていないものがある。
- ② 整理表が決定されているものの、表3のとおり、処理方針に基づいた滞納整理が速やかに行われていない。

さらに、合理的な理由なく処理方針を保留とし、滞納整理を行っていないものがある。

- ③ 中小企業施設改善資金貸付金については、①整理表による意思決定を経ることなく、徴収停止と同様の取扱いとなっている、②表4のとおり、職員・専門員等による処理分16件のうち7件について、2年以上納付がないにもかかわらず、速やかに催告、交渉等を行っていないなど滞納整理が適切に行われていない。

これらは、部が、公平、効果的かつ効率的に滞納整理が行われているか進行管理を行うべきところ、整理表がないことなどから、これを行っていないことによるものである。

部は、漏れなく速やかに整理表による処理方針を策定し、進行管理を行うとともに滞納整理事務を適切に行われたい。

（金融部）

（表2）整理表の決定状況

（単位：件）

区分	整理調査委託分			職員・専門員等による処理対象	計
	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
中小企業施設改善資金貸付金	36	114	87	16	253
整理表が決定済のもの	5	46	0	1	52
整理表が未決定のもの	0	22	0	0	22
整理表を作成していないもの	31	46	87	15	179
中小企業設備近代化資金貸付金	28	22	51	83	184
整理表が決定済のもの	20	0	0	5	25
整理表が未決定のもの	8	0	0	1	9
整理表を作成していないもの	0	22	51	77	150

(表3)「整理表が決定済のもの」に係る滞納整理の状況

(単位：件)

区分	整理調査委託分			職員・専門員等による処理対象
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
中小企業施設改善資金貸付金のうち整理表が未決定のもの	5	46	0	1
公簿調査を行っていないもの	1	未実施の事案があることを確認したが、資料未提出のため、集計未了。	—	—
現況調査を行っていないもの	1		—	—
相続人調査を行っていないもの	—		—	1
財産調査を行っていないもの	—		—	—
催告書等送付を行っていないもの	1		—	—
中小企業設備近代化資金貸付金のうち整理表が決定済のもの	20	0	0	5
公簿調査を行っていないもの	6	—	—	—
現況調査を行っていないもの	6	—	—	—
相続人調査を行っていないもの	—	—	—	—
財産調査を行っていないもの	9	—	—	2
催告書等送付を行っていないもの	7	—	—	1
その他（法務部門へ問い合わせを行っていないもの）	4	—	—	1

(注) 1案件で複数の問題点があるため、件数と合致しない。

(表4) 中小企業施設改善資金貸付金の滞納整理状況

監査日（平成23.6.2）現在、(単位：円)

債務者	債権残額	最終納付日	滞納整理状況
A	515,000	平成19.8.6	平成22.5に相続人調査が必要と判断しているが、実施していない。
B	739,200	平成19.12.19	平成21.10に、時効が平成24.12に到来すると確認をしたまま、交渉等を行っていない。
C	2,003,800	平成20.9.9	平成20.11に、相続人の納付状況を検証後に話し合うこととしたまま、交渉等を行っていない。
D	235,000	平成21.1.30	平成21.1の最終納付以降、交渉等を行っていない。
E	9,200	平成20.5.7	平成20.5の最終納付以降、交渉等を行っていない。
F	1,657,000	平成20.6.26	平成21.8に面談を申し出てきた連帯保証人に対して、交渉等を行っていない。
G	1,369,200	平成19.10.2	平成19.10の最終納付以降、交渉等を行っていない。

(イ) 効果的な催告、交渉を行うべきもの

部は、「債権管理事務の手引き」（暫定版）により滞納整理を行っており、これにおいて①委託業者が整理・作成した「債権管理調書」、「徴収簿」から債務者情報等を把握し、②必要に応じて公簿の徴求等を行う債務者調査を実施し、③債務者と接触を行った場合は「記事カード」に全ての交渉経緯等を記載することなどとしている。

ところで、これらを綴った債務者別ファイルを見たところ、①「債権管理調書」が添付されていないものがある、②公簿の徴求等・調査実施の有無及び調査結果が確認できないものがある、③「記事カード」に交渉経緯等の一部しか記載がないなど滞納整理の現況が確認で

きず、効果的な催告、交渉等が行えない状況となっている。

部は、交渉経緯等を適切に記録し、効果的な催告、交渉を行われたい。

(金 融 部)

(ウ) 徴収停止措置債権の事後調査を適切に行うべきもの

部は、事業の休止や破産等により、債務者に債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められたときは、その徴収を停止するために「東京都中小企業施設改善資金貸付金等の債権の徴収停止に関する要綱（以下「要綱」という。）を定めている。

徴収停止措置は、滞納整理の効率化を図ることが目的であり債権を消滅させるものではないことから、要綱第5条において、事情変更等によって徴収停止措置が不適當となった場合は直ちに措置を取り止めることを定めている。このため、徴収停止措置については事後調査を行い、事情変更等を確認し滞納処分を再開するなど徴収停止継続の可否を判断する必要がある。

ところで、中小企業設備近代化資金貸付金における徴収停止措置債権112件の事後調査の実施状況について見たところ、部は、実施基準等を定めていないことなどから、停止措置後の事後調査を全く実施しておらず、徴収停止継続の可否を確認していないことは公平性の観点からも適切でない。

部は、徴収停止措置債権の事後調査を適切に行われたい。

(金 融 部)

2 指 摘 事 項

(1) 施設改善資金融資あっせん資金の滞納整理を適切に行うべきもの

金融部は、東京都中小企業施設改善資金融資あっせん要綱第18条に基づく施設改善あっせん資金の損失補償に係る債権（2件、302万3,552円）の滞納整理を行っている。

しかしながら、滞納整理を見たところ、表5のとおり、①滞納整理に着手していない、②債権の内容及び金額の妥当性等が確認できないままとなっているなどの状況が認められたことは適切でない。

部は、施設改善資金融資あっせん資金の滞納整理を適切に行われたい。

(金 融 部)

(表5) 滞納整理状況

(単位：円)

債務者	滞納額	発生年度	状 況
A	2,130,654	平成5年度	・平成22年10月に複数の連帯保証人のうち1名の所在が判明したにもかかわらず、滞納整理に着手していない。
B	892,898	平成11年度頃	・収入未済額等について平成16年3月に調査を行ったが、事務引継ぎが適切に行われていなかったため、関係書類も保管されておらず債権の内容、金額等を究明しないまま、滞納債権として放置している。
計	3,023,552		

(2) 使用者負担金について公平、効果的かつ効率的な滞納整理を行うべきもの

商工部は、創業者を支援するため、低廉な家賃でオフィスを提供し、経営支援等を行う創業支援施設（インキュベーション施設）を運営している。

部は、インキュベータオフィスの使用貸借契約（平成12年度から平成21年度まで実施）に基づく共益費及び光熱水費等の使用者負担金を毎月徴収していたが、退去時まで滞納が継続し、退去時に保証金による充当を行っても解消できなかった未収債権に対する滞納整理を行っている。

この滞納整理について見たところ、表6のとおり、①定期的な督促状の送付を繰り返すのみで、電話、臨戸を行うなど適時適切な催告等を行っていない、②郵便物が未達、返戻されているにもかかわらず所在調査を行っていない、③滞納者に対して、分割納入及び一部納入等の適切な納付交渉を行っていないなど、公平、効果的かつ効率的な滞納整理を行っておらず適切でない。

部は、使用者負担金について、公平、効果的かつ効率的な滞納整理を行われたい。

(商 工 部)

(表6) 滞納整理状況

監査日(平成23.7.28)現在、(単位:円)

債務者	滞納債権額	退去日	状 況
A	435,080	平成15.10.9	・平成17.10.26に本人から一部納入の申し出があったが、分割納入誓約等の事務処理を行わなかったため、平成17.11.28以後は入金がない。 ・平成23.1.6本人から直ちに返済は困難との電話連絡を受けたが、それに対する具体的な交渉を行っていない。
B	89,448	平成16.12.28	・平成21.2.13に現地調査を行い自宅が確認できなかったにもかかわらず、その後も定期的な督促状の送付のみを行っている。
C	246,187	平成17.12.28	・平成18.12.20に現地訪問(債務者不在)を行ったが、以降は定期的な郵便による督促のみで、交渉を行っていない。
D	213,469	平成16.3.31	・平成17.11.7に現地訪問(債務者不在)を行ったが、以降は定期的な郵便による督促のみで、交渉を行っていない。
E	56,214	平成19.12.31	・平成21.2.10に現地調査を行ったが自宅が確認できず、配達証明郵便も債務者不在で全て返戻されている状況となっているにもかかわらず、その後も督促状の送付のみを定期的に続けており、対応策等の検討を行っていない。
F	419,715	平成16.4.30	・平成19.1.19に本人から返済の意思、分割納入の申し出の電話を受けたが、分割納入計画、誓約等の事務処理を行っておらず、以後、交渉等もなく、郵送による督促状の送付のみを定期的に行っている。
G	114,960	平成17.3.25 (解除)	・平成18.12.7に債務者が死亡(平成16.9)していたことが判明したが、承継状況等の調査を行っていない。
計	1,575,073		

(3) 受講奨励金返還金に係る徴収努力を公平かつ効果的に行うべきもの

雇用就業部は、低所得者層の生活安定に向けた正社員への就職にチャレンジする者に対して、職業訓練を受講する機会を提供し、要件を満たした者に対し、受講実績に応じて基本手当、受講手当等の受講奨励金(就職チャレンジ支援事業受講奨励金)を支給しているが、平成20年度12月生1名については、奨励金の支給対象要件の適用外だったことが判明したため、既に支給した奨励金の返還を平成21年3月に求めている。

ところで、当該返還金(1件、33万5,820円)に係る滞納整理について見たところ、部は、①納付意思の確認や資力調査を行っていない、②分割納付及び一部納入等の納付交渉を行わないまま、滞納者の申し出により履行期限の延長処分を繰り返しているなど、徴収努力を公平かつ効果的に行っておらず適切でない。

部は、受講奨励金返還金に係る徴収努力を公平かつ効果的に行われたい。

(雇用就業部)

(4) 信用保証料負担金に係る返還金の妥当性を担保すべきもの

金融部は、「東京都中小企業制度融資に係る信用保証に要する信用保証料負担金交付要綱（以下「要綱」という。）」に基づき、制度融資を利用して金融機関から融資を受ける中小企業のうち、特に支援を必要とする者に対し、融資を受けるに当たり必要となる東京信用保証協会（以下「協会」という。）による信用保証に要する信用保証料の一部を負担し、中小企業者の資金調達に係る負担を軽減している。要綱において協会は、負担金の交付額相当分を控除した信用保証料を融資対象者から徴収し、金融機関から貸付実行報告を受けた場合には、四半期ごとに部に負担金交付の請求を各月ごとに行い、保証債務の繰上償還等があったものについては、部に報告し既に交付された負担金の一部を返還（以下「返還金」という。）することとされている（平成22年度返還金実績：15,902件、28億538万1,637円）。

ところで、この返還金に係る事務処理について見たところ、部は、協会が作成した保証料返納明細表には算出根拠となる繰上償還日の記載がないものがあるなど、返還金額の適否の確認を行わないまま返還金収入としており適切でない。

部は、信用保証料負担金の返還に係る報告内容の確認を行い、返還金の妥当性を担保されたい。

（金融部）

(5) 労政会館使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

雇用就業部は、東京都労政会館設置及び管理に関する条例（昭和28年条例第54号）第8条に基づき、所管する労働相談情報センター大崎事務所及び国分寺事務所内に設置された労政会館の使用料を徴収している（大崎事務所：平成22年度収納金総額：839万4,000円、国分寺事務所：平成22年度収納金総額：1,052万200円）。

この徴収事務について見たところ、各所は、部が定めた複写式の使用申請書、承認書及び領収書（以下「使用申請等様式」という。）を用いて事務処理を行っているが、

- ① 使用申請等様式は、連番を付すなどの発行管理を行っていないこと
- ② 書損の場合、書損分を保存せずに新たな様式に差し替えていること
- ③ 領収書は、使用申請書に記入された使用料金額が複写されないこと
- ④ 領収書（控）が残らないものとなっていること

などから、徴収すべき金額と収納した現金の突合が行えず、この結果、収納した現金の正確性が担保されない状況となっており適正でない。

部は、使用申請等様式の取扱いを改めるなど、労政会館使用料の徴収事務を適正に行われたい。

（雇用就業部）

(歳 出)

(6) 登記事務委託について競争入札の導入を検討すべきもの

農業振興事務所は、国有農地等に係る不動産の表示に関する登記の申請手続委託を、Aを相手方として特命随意契約を締結している。(契約期間:平成22.4.1~平成23.3.31、契約金額:1,331万8,636円)

Aは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立された団体であり、所は、この団体が登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。

しかしながら、現状は登記申請が大量に一時期に集中してはおらず、A設立時の状況とは異なっており、

- ① 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)は有資格者間の競争活性化のため平成14年5月7日付で改正され、A以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなっていること
- ② 地方自治法における契約の原則は一般競争入札であり、契約に関してはできるだけ競争を働かせることが望ましいこと
- ③ 土地家屋調査士の営業エリアは所属する土地家屋調査士会各支部の管轄区域に限定されていないこと

などから、登記事務の委託について特定団体に一括発注するのではなく、競争入札を取り入れることを検討する必要がある。なお、監督官庁である法務省のほか、農林水産省の各出先事務所等においても登記事務の一般競争入札が実施され、土地家屋調査士法人が業務を受託している。

所は、登記事務委託について競争入札の導入を検討されたい。

(農業振興事務所)

中央卸売市場

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(支 出)

ア リース料を積算すべきもの

食肉市場は、牛のと畜解体により発生した内臓等の副産物を、BSE 検査が終了するまでの間、冷蔵保存するため、「食肉市場仮設内臓冷蔵庫他の賃貸借」契約（契約金額：1,790万4,600円（年額）、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）を締結している。

ところで、この契約の積算内訳には、物件ごとの月額リース料が記載されているのみであり、リース料の積算根拠となるリース物件価格（本体価格及び初期導入経費）、リース料率、保守料などの内訳が記載されておらず、リース料の積算の根拠が不明確となっている。

食肉市場は、リース契約に当たってはリース料を積算されたい。

(食肉市場)

建設局

1 重点監査事項

(1) 選定事項

収入管理

(2) 対象債権・業務

河川敷地占用料に係る河川部における収入管理

(3) 対象債権の概要

ア 収入の根拠

河川法（昭和39年法律第167号）第32条に定める流水占用料等であり、同法第24条により、河川敷地内の土地を占有している者から徴する料金である。

イ 調定及び収入の状況

調定及び収入の状況は表1のとおりである。

(表1) 調定及び収入の状況

(単位：件、千円、人、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損			収入未済			収入率	
		件数	金額	件数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	金額
当年度	18	-	2,797,264	-	2,793,203	0	0	0	12	10	4,060	-	99.8
	19	-	2,817,529	-	2,782,205	0	0	0	12	12	35,323	-	98.7
	20	-	2,650,321	-	2,643,954	0	0	0	18	18	6,367	-	99.7
	21	1,911	2,780,540	1,891	2,776,608	0	0	0	21	21	3,932	98.9	99.8
	22	3,032	2,806,269	3,016	2,802,210	0	0	0	16	14	4,059	99.4	99.8
過年度	18	-	45,884	-	15,367	22	8	505	51	21	30,011	-	33.4
	19	-	34,072	-	6,165	2	2	716	39	18	27,189	-	18.0
	20	-	62,512	-	28,680	0	0	0	40	20	33,832	-	45.8
	21	57	40,199	5	5,508	3	2	2,884	50	28	31,806	8.7	13.7
	22	98	35,739	31	4,615	13	6	15,297	54	33	15,826	31.6	12.9
計	18	-	2,843,148	-	2,808,571	22	8	505	63	31	34,072	-	98.7
	19	-	2,851,601	-	2,788,371	2	2	716	51	30	62,512	-	97.7
	20	-	2,712,834	-	2,672,634	0	0	0	58	38	40,199	-	98.5
	21	1,968	2,820,740	1,896	2,782,116	3	2	2,884	71	49	35,739	96.3	98.6
	22	3,130	2,842,008	3,047	2,806,825	13	6	15,297	70	47	19,885	97.3	98.7

※ 特別区徴収事務委託分の件数は、21年度においては1件として、22年度においては実数で計上している。

(4) 監査の手続

使用料等の徴収金に係る収入管理（別表3）、システム統制（別表6）（以下「標準監査手続」という。）に基づき、対象債権の状況に応じて検証方法を具体化した上で、業務の流れに沿って検証し、適切であるかを評価した。

(5) 監査の結果

調定及び収入管理を適正に行っているが、河川占用物件管理システムはその保有データを利用した効率的な調定事務を行えないものとなっている。検証結果の概要は次のとおりである。

ア 収入管理

(ア) 調定・収入

占用許可の状況を河川占用物件管理システムに入力し、このデータに基づいて占用料を計算し、財務会計システムにより調定している。

調定情報を財務会計システムにより管理しており、収入状況についても財務会計システムを用いて把握している。

(イ) 収入管理におけるシステムの機能・運用

収入の根拠事象を把握・管理する台帳としての機能・運用が効率的なものとなっていない。

(ウ) 管理体制

部は、各建設事務所の調定件数・収入件数を把握するなど、適切な統制を行っている。

(6) 指摘事項

ア 河川占用物件管理システムについて

河川部及び11建設事務所は、河川の占用物件の許可業務、物件管理、検索、集計等の事務処理及び管理について、従来「河川占用許可台帳」（以下「旧台帳」という。）などにより行っていたが、部は事務の効率化を図るため、平成18年度に河川占用物件管理システム（以下「システム」という。）を構築し、その際に併せて収入管理システムの機能を付加している。

システムは、占用物件の許可、許可書・料額通知書の作成等を行う許可業務システムと、このデータを利用して調定用内訳書、納入・未納一覧表等の作成を行う収入管理システムとで構成されている。

収入管理システムは、納入通知書の発行から収入未済の把握までの業務を財務会計システムで行っているため、その大半を使用しておらず、許可事務システムのデータに基づき収入管理事務を行っている。

(ア) システムを見直し、効率的な事務処理を行うべきもの

収入管理事務について見ると、

- ① システムは、占用面積や単価など、占用料の計算に必要なデータを保持しているが、占有者が納めるべき金額とその内訳を帳票として出力し、調定事務に使用すべきところ、その機能がなく、帳票として出力できないため、別途パーソナルコンピュータにデータを移植し帳票を作成している
- ② システムが保持している情報は、監査日（平成23.5.16）現在、入力漏れや旧台帳との内容に相違があるなど、正確性・信頼性がないことから、旧台帳を併用して、徴す

べき金額を確認している

など、事務処理が効率的なものとなっていない。

部は、システムを見直し、効率的な事務処理を行われたい。

(河川部)

(イ) 適切な業務量に基づいた積算を行うべきもの

部は、システムの運用支援について、道路管理部所管の道路占用物件管理システムと基幹部分が同一であることから、同システムと併せて「道路・河川占用物件管理システム運用支援委託契約」(契約金額：1,452万1,447円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31、契約の相手方：A)を特命により締結し、当該契約の経費については道路管理部と2分の1で按分している。委託内容は、ヘルプデスク(利用者操作支援)、トラブル対応及び障害切り分け作業、システム保守、セキュリティメンテナンス、システム機能改善、操作講習会等である。

ところで、当該契約の積算について見たところ、業務の実績や必要性を検討した上で、業務量を算定し、それに応じた積算をすべきであるにもかかわらず、部はこれを行っておらず、適切でない。

このため、当該契約の河川部所管分の積算について確認したところ、

i 業務量の算定が適切でないもの

① ヘルプデスク作業及びトラブル作業については、年によって問合せ・対応件数の多寡が生じることから、実績報告書等から実績の分析・検証を行い実作業を積み上げて適切な業務量を算定すべきであるにもかかわらず、実績を考慮した業務量の算定を行っていない。

② 表2の(ア)①及び②のとおり、システム保守及びセキュリティメンテナンスについては、業務量を作業所要時間と所要人員で積み上げて算出すべきであるにもかかわらず、SE1人/日を最小単位として計上している。

ii 不要な機能改善を行っているもの

① 表2の(イ)①のとおり、大半を使用していない収入管理システムについて、活用方針等の策定を行わないまま、機能改善業務を委託している。

② 表2の(イ)②のとおり、財務会計システムとの連携については、同様のシステム仕様で構築した道路占用物件管理システムを運用している道路管理部が、既に委託して結論に達していることから、河川部が再度、同様の業務を発注する必要がないにもかかわらず、これを委託している。

など、140万余円(監査事務局試算)が不経済支出となっている状況が認められた。

部は、適切な業務量に基づいた積算を行われたい。

(河川部)

(表2) 積算が不適切な事項

(単位：円)

種 別	積算内容		見直し後		
	作業量	金額	作業量	金額	根 拠
(ア)－① システム保守	SE1日	449,400	SE0.1日	44,940	作業時間実績10～20分のため0.1日/回が適切
(ア)－②	サーバチェック	SE1日	SE0.5人	224,700	セキュリティパッチインストール・リモート作業時間
	メンテナンス	SE2回	保守時に実施しており積算不要	0	
(イ)－① データ検索機能改善	SE2.5人	378,025	不要	0	収入管理システムに係る機能改善業務は不要
	PG8人		不要		
(イ)－②財務会計システムとの連携の検討	SE3.0人	325,650	不要	0	財務会計システムとの連携の検討業務は不要
	PG6人		不要		
計		1,677,375		269,640	

(注) SEはシステムエンジニア、PGはプログラマーの略

2 指摘事項

(歳出)

(2) 登記事務委託について

第四建設事務所における契約事務について見たところ、次のとおり問題点が見受けられた。

ア 登記事務に係る委託契約について競争入札の導入を検討すべきもの

所は、用地買収に伴う土地分筆業務委託（単価契約、契約金額：840万4,767円、契約期間：平成22.5.14～平成22.9.30）を、Bを相手方として特命随意契約を締結している。

Bは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立された団体であり、所は、この団体が登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。

しかしながら、現状は登記申請が大量に一時期に集中してはならず、B設立時の状況とは異なっており、

- ① 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）は有資格者間の競争活性化のため平成14年5月7日付で改正され、B以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなっていること
- ② 地方自治法における契約の原則は一般競争入札であり、契約に関してはできるだけ競争を働かせることが望ましいこと
- ③ 土地家屋調査士の営業エリアは所属する土地家屋調査士会各支部の管轄区域に限定されてはいないこと

などから、登記事務の委託について特定団体に一括発注するのではなく、競争入札を取り入れることを検討する必要がある。

なお、監督官庁である法務省のほか、国土交通省の各出先事務所等においても登記事務の一般競争入札が実施され、土地家屋調査士法人が業務を受託している。また、用地部は、表示登記に係る業務委託の発注についてはB以外の業者の都の競争入札参加有資格者名簿を検討したところ、指名競争入札が可能と判断し、原則指名競争入札により発注するよう所に通知している。

所は、登記事務委託について競争入札の導入を検討されたい。

(第四建設事務所)

イ 権利登記に係る業務委託について競争入札の導入に向けた検討を行うべきもの

所は、用地買収に伴う関係権利者の相続人及び抵当権者等調査業務委託単価契約（複数単価契約、契約金額：887万2,605円、契約期間：平成22.6.30～平成22.9.30）を、Cと特命随意契約している。

この業務は、石神井川（蛍橋～扇橋）河川整備事業地内のうち石神井公園・団地に関する土地調書等作成業務であり、内容は、用地買収に伴う関係権利者の相続人・持分の確定や相続の登記、所有権移転登記など司法書士の有資格者しか行えない業務とそれに附帯する住民票や戸籍謄本の取得等業務となっている。

Cは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立された団体であり、かつ、短時間に処理する必要があるとして所は、この団体が登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。

しかしながら、登記申請が大量に一時期に集中しているとはいえ、C設立時の状況とは異なっており、

- ① 司法書士法（昭和25年法律第197号）は有資格者間の競争活性化のため平成14年5月7日付で改正され、C以外の司法書士法人も受託できる仕組みとなっていること
- ② 地方自治法における契約の原則は一般競争入札であり、契約に関してはできるだけ競争を働かせることが望ましいこと
- ③ 司法書士の営業エリアは所属する司法書士会各支部の管轄区域に限定されていないことなどから、登記事務の委託について特定団体に一括発注するのではなく、競争入札を取り入れることを検討する必要がある。なお、監督官庁である法務省のほか、国土交通省の各出先事務所等においても登記事務の一般競争入札が実施され、司法書士法人が業務を受注している。

また、用地部は権利登記に係る業務委託の発注については、都の競争入札参加有資格者がCの他には存在しないことから、大量の事務処理が発生するものや困難性の高い案件に限り委託することとし、Cへ随意契約により発注するよう所へ通知しているが、上記のとおり国の動向を鑑みれば、権利登記に係る業務委託についても競争入札の導入に向けた取組みを行うべきである。

部は、業務委託契約の取扱いを見直し、所に対して、適切に指導されたい。

所は、登記事務委託について競争入札の導入を検討されたい。

(用 地 部)

(第四建設事務所)

港湾局

1 指摘事項

(歳 出)

(1) 工事を適切に施行すべきもの

東京港管理事務所は、青海縦貫線第二航路海底トンネル道路舗装緊急補修工事（契約金額：1,953万円、契約期間：平成22.4.30～平成22.6.11）を特命随意契約によりAと締結している。

本件工事は、平成22年1月24日に路面の穴によって車両が損傷する事故が発生し、これに関する現場検証の際に所轄警察署から路面の補修を要請されたため、翌日に当面の応急処置を施した上で、同年4月22日に緊急工事の意思決定がなされ、同月30日に施行を発注したものである。

ところで、東京都工事施行規程（昭和46年訓令甲第15号）第15条では、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要があるときは、この規程に定める手続（事前に設計した上で契約手続きを行う）によらないで処理することができる、と定められている。本件工事においては設計が同年6月10日に行われ、その後に契約手続きが行われている。

しかしながら、現場検証における補修要請から工事の発注までに3か月以上が経過していることから、本件工事に緊急性は認められない。本件工事を通常の工事として試算すると、現場管理費に緊急補正率が適用されないことから、表1のとおり、26万9,850円が過大に積算されている。

所は、工事を適切に施行されたい。

(東京港管理事務所)

(表1) 通常工事とした場合との積算額の差 (単位：円)

	現行の積算額	通常工事とした場合	差 引
純工事費	11,604,283	11,604,283	0
現場管理費等	7,429,717	7,172,717	257,000
小 計	19,034,000	18,777,000	257,000
消 費 税	951,700	938,850	12,850
合 計	19,985,700	19,715,850	269,850

(歳 出)

(2) 緊急工事の事務手続きを適切に行うべきもの

東京港管理事務所では、上屋や野積場などの港湾施設の維持補修を行っている。

この維持補修の中で、10号ふ頭4号上屋の污水設備（配管及び污水ポンプ）が故障し早期に復旧する必要があることから、平成22年度10号地ふ頭4号上屋污水設備緊急補修工事（契約

金額403万2,000円、契約期間：平成22.10.18～平成22.12.28）を実施していた。

東京都工事施行規程には、第15条に工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要があるときは、部長の指揮を受けて、この規程に定める手続きによらないで処理することが出来る。ただし、事後直ちに定められた手続きをしなくてはならない、としている。また、港湾局が定めた工事施行規程実施細目には、緊急工事を行った時は、事後直ちに起工書を作成して、決定権のある上司の決定を受けなければならない、としている。

ところで、この工事の内容を見たところ、表2のとおり、工事が平成22年12月28日に完了し、平成23年1月6日に完了検査を受けているにもかかわらず、工事の起工決定は、約2か月後の平成23年2月25日であった。

また、平成22年に所の発注した緊急工事を見たところ、7件中2件がこのように起工が遅れている状況であった。

緊急工事については、緊急の場合に限り東京都工事施行規程に定められた設計から起工、契約にいたるまでの通常の契約手続きを経ずに行うことから、行った直後速やかに起工を行う必要がある。

所は、緊急工事の事務手続きを適切に行われたい。

(東京港管理事務所)

(表2) 起工が遅れた緊急工事の事例

工事案件	東雲運河護岸緊急補修工事	平成22年度10号ふ頭4号上屋污水設備緊急補修工事
事例発生日	平成22.5.26	平成22.10.14
指示日	平成22.5.27	平成22.10.18
完了日	平成22.7.20	平成22.12.28
検査日	平成22.7.26	平成23.1.6
起工日	平成22.9.6	平成23.2.25

(歳出)

(3) 廃棄物の種別の判断を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、表3のとおり、埋立地等に不法投棄されるごみや、草刈・清掃業務等の対象地の空き缶等の塵芥ごみについて、収集運搬業務を委託している。

これらのごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等において、空き缶等は「金属くず」（同法施行令第2条6項）、ビン・アスファルト塊・コンクリート塊等は「ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず」（同法施行令第2条7項）、ペットボトル・ビニール等は「廃プラスチック類」（同法第2条4項1号）として、いずれも産業廃棄物と定められている。

しかしながら、所は契約手続きのなかでこれらの産業廃棄物を全て一般廃棄物として取り扱っ

ており、適切でない。

所は、廃棄物の種別の判断を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(表3) 廃棄物の収集運搬作業を含む契約の締結状況

契約件名	廃棄物収集運搬作業の概要	仕様書に記載されている運搬対象廃棄物	報告書等で確認できた運搬実績(注)
不法投棄物収集集積委託	埋立地等に投棄されたごみを収集し、ストックヤードへ運搬	「空き缶」「ビン、混在小物類」「アスファルト塊、コンクリート塊等」	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
国際展示場駅前広場他1箇所緑地保護管理委託	国際展示場駅前広場で収集したごみをストックヤードへ運搬	「不燃物(カン、ビン、ペットボトルなど)」	不燃物 75L袋×417
東京港埋立地草刈等委託 東京港臨海副都心草刈委託	草刈作業中に収集したごみをストックヤードへ運搬	「空き缶、ビン、ビニール等」	空き缶、ビン、ビニール等

(注) 運搬実績が確認された廃棄物のうち、産業廃棄物に該当する、または該当する可能性があるもの

(財産)

(4) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

東京港管理事務所においては、東京都臨海開発事業財務規則(昭和39年東京都規則第124号、以下「規則」という。)に基づき、固定資産の管理を行っている。

規則第90条では、固定資産を常に良好な状況において管理し、その用途に応じてもっとも効率的に運用するよう努めなければならないとしており、また、第108条では、局長は、固定資産の保管、管理について、毎年1回以上所属職員から検査員を命じて、検査させなければならないとしている。

ところで、工具器具備品の状況を見たところ、平成12年4月1日から平成14年2月6日の間に取得し、所の港務課で使用したコンピュータ等12台について亡失していることが判明し、残存価格の12万8,995円を雑損失として計上していた。また、この亡失については、亡失した時期についても明らかになっていない状況であった。

コンピュータには、業務に関する重要な情報が残されている可能性もあることから、特に管理を徹底する必要があるにもかかわらず、規則で義務付けられた定期的な検査を行わなかった結果、亡失したことすら気づかなかったことは、適正でない。

所は、規則に則り定期検査を確実にすることはもとより、固定資産の管理を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(その他)

(5) 労働災害を防止する措置を適正に行うべきもの

東京港管理事務所では、職員の職務に係る労働災害を防止するため、東京都労働衛生保護具措置規程(昭和55年東京都訓令第46号、以下「規程」という。)第9条に基づき、東京都東京港管理事務所労働安全衛生保護具管理使用細則(昭和56年4月1日付、以下「細則」という。)及

び港湾局労働安全衛生保護具措置基準（昭和56年4月1日付、以下「措置基準」という。）を定めている。

規程第3条には、保護具とは、職員を危険又は健康障害を及ぼすおそれのある作業に従事させるのに際し、職員の身体及び生命を保護するため、身体に着用のうえ使用させるものであって、措置とは、保護具を使用できるよう備え付けることとしており、同8条には、当該局の事業執行に伴い保護具を措置する必要がある場合は、措置基準を定めることとしている。

また、細則第3条に所長は、職員を危険または健康障害を及ぼすおそれのある作業に従事させるときは、この細則の定めるところにより、職員に保護具の使用を命じるとともに、その使用状況について把握しなければならないとしており、措置基準に具体的な作業内容、所在地、共用か専用の区別、標準使用期間等を定めている。

ところで、所の保護具管理状況を見たところ、表4のとおりであり、措置基準において当該職員へ専用措置することとしているにもかかわらず、保護具が措置されていない者が多数いる状況が見受けられた。

保護具は、職員の身体及び生命を保護するために使用するものであることから、必要に応じ措置し管理する必要がある。

所は、保護具における措置基準を厳守のうえ管理を行い、労働災害を防止する措置を適正に行われたい。

（東京港管理事務所）

（表4）保護具(専用)措置状況

保護具名	標準使用期間	対象職員数	措置済者数	未措置者数（注）
保護帽	3年	76名	37名	39名（16）
保護靴	2年	76名	35名	41名（25）
手袋	1年	25名	12名	13名（0）
耳栓	1年	20名	4名	16名（11）
防塵マスク	5年	15名	3名	12名（0）

（注）（ ）内は、措置基準を超えて使用しているもの。

東京消防庁

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(歳 出)

ア リース契約の積算について

(ア) リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直すべきもの

防災部、予防部及び消防技術安全所における表1のリース契約について見たところ、リース物件価格等に基づいて積算しているものの、そのリース物件価格が妥当であるか検証したことが確認できない状況となっている。

リース契約の積算根拠となる資料の取扱いを見直されたい。

(防災部)

(予防部)

(消防技術安全所)

(表1) 対象リース契約の平成22年度における契約金額(年額)

(単位:円)

部署名	契約件名	契約金額	リース期間
防災部	地震被害判読システムの賃借	83,844,432	平成21.3.1～平成28.2.29
	中央処理装置(延焼シュミレーション装置)外19点の賃借	21,026,880	平成21.3.1～平成26年2.28
	地震計(緊急地震速報対応型)の賃借(その3)	14,923,440	平成20.3.1～平成25.2.28
	地震計(緊急地震速報対応型)の賃借(その4)	16,140,600	平成21.1.1～平成25.12.31
	地震計(緊急地震速報対応型)の賃借(その5)	15,946,200	平成22.3.1～平成27.2.28
	地震計(緊急地震速報対応型)の賃借	765,519	平成23.3.1～平成23.3.31
	中央処理装置(地震計データ収集装置用)ほか8点の賃借	5,462,478	平成22.4.1～平成23.3.31
	中央処理装置(地震計データ収集装置用その2)ほか8点の賃借	3,193,974	平成22.4.1～平成23.3.31
	緊急通報受信装置(構成1)外3点の賃借	18,824,400	平成20.3.1～平成25.2.28
予防部	パーソナルコンピュータ装置(メイン)外76点の賃借	25,823,700	平成20.2.1～平成25.1.31
	映像投影機外27点の賃借	5,077,800	平成20.12.1～平成25.11.30
消防技術安全所	蛍光X線分析機ほか1点の賃借	4,700,052	平成20.10.1～平成27.9.30
	熱量計の賃借	4,183,200	平成21.4.1～平成28.3.31
	電気泳動装置ほか4点の賃借	3,830,400	平成20.10.1～平成27.9.30
	筋電図測定器ほか3点の賃借	1,635,480	平成22.4.1～平成23.3.31
	呼吸代謝測定装置の賃借	994,140	平成21.10.1～平成26.3.31
	赤外線映像装置ほか5点の賃借	1,833,330	平成22.4.1～平成23.3.31

(イ) リース契約に係るリース料の積算を適切に行うべきもの

予防部は、中央処理装置外21点の賃借契約に係るリース料の積算について、表2のとおり、特段の理由なく、都におけるリース料率の上限を上回る率で算出しており、適正でない。

その結果、5年間のリース期間全体で、454万6,620円が過大積算となっている。

リース契約に係るリース料の積算を適切に行われたい。

(予防部)

(表2) 対象リース契約

部署名	契約件名	リース期間	積算額		過大積算額
			現状(誤)	正	
予防部	中央処理装置外 21点の賃借	平成22.3.1～ 平成27.2.28	193,040,820円	188,494,200円	4,546,620円

2 指摘事項

(歳出)

(1) 企画提案方式による契約を適切に行うべきもの

総務部は、契約事務処理の手引(以下「手引」という。)を作成し、その中で企画提案方式の事務処理手順についても定めており、各部は手引に基づいて契約事務手続きを行っている。

ところで、手引で定める企画提案方式の事務処理手順では、庁が前もって予定額の上限を示しておき、後日、参加者から企画案について説明を受け、それぞれの内容を審査・評価のうえ、最優良案を選定する方法で行われている。

しかしながら、手引では企画案提示の際に提案価格を提出させることにしていないため、表3の契約において採用された者は、事前に示された庁の予定額と同額で見積書を提出し、その価格で契約する結果となっていることが認められた。

企画案の選定に当たっては、財務局通知において「提案内容とともに提案価格を十分勘案のうえ提案を選定すること」としていることから、総務部は、事務処理手順における企画案の選定について、提案内容のみならず提案価格も考慮するよう手引を見直し、企画提案方式による契約を適切に行われたい。

(総務部)

(表3) 企画提案方式による委託契約

(単位：円)

項番	契約件名	契約金額	履行期限(期間)
1	ポスター(消防団員募集用)ほか1点原画制作委託	500,165	平成22.6.4 ～平成22.6.30
2	ラッピングバスによる特別区消防団の広報広告制作委託及び運行委託	6,021,750	平成22.6.10 ～平成22.12.14
3	消防広報プロモーションビデオ(救急相談センターの周知)制作委託	2,100,000	平成22.8.10
4	消防広報プロモーションビデオ(住宅用火災警報器の設置促進)制作委託	2,100,000	平成22.8.10
5	消防広報プロモーションビデオ(防災訓練への参加促進)制作委託	2,100,000	平成22.8.10
6	印刷用原画(普及啓発用)作成委託	472,500	平成22.6.15
7	ポスター(住宅用火災警報器設置促進用)原画制作委託	525,000	平成22.7.6
8	印刷用原画(東京消防庁救急相談センター用)作成委託	472,500	平成22.6.30
9	広報紙「広報とうきょう消防」デザイン等制作委託	1,344,000	平成22.7.7 ～平成23.2.28
10	印刷用原画2点の制作委託	500,000	平成22.9.3
11	ポスター(平成23年東京消防出初式用)の原画制作委託	472,500	平成22.9.27
12	印刷用原画(ポスター用)の制作委託	616,875	平成22.10.15
13	印刷用原画(東京消防庁救急相談センター用)制作委託	472,500	平成22.10.20
14	防災学習装置2点制作委託	28,777,980	平成22.10.25 ～平成23.2.28
15	ポスター(公表制度)印刷用原画制作委託	472,500	平成22.11.15

交通局

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(支 出)

ア リース料を積算すべきもの

職員部は、「電車教習用C A Iシステム装置等賃貸借契約」（平成22年度分契約金額：30万5,660円、リース始期：平成22.4.1、リース終期：平成27.3.31）を締結している。

ところで、この契約の積算内訳は、リース料及び保守料を合算した月額のみとなっており、リース料の積算根拠となるリース物件価格（本体価格及び初期導入経費）、リース料率、保守料などの内訳が記載されておらず、リース料の積算の根拠が不明確となっている。

部は、リース契約の締結に当たってはリース料を積算されたい。

（ 職 員 部 ）

2 指摘事項

(収 入)

(1) 損害賠償請求を適正に行うべきもの

自動車部は、「都バス杉並自動車営業所、臨海自動車営業所、青戸自動車営業所、港南自動車営業所及び新宿自動車営業所に係る管理の受委託に関する実施契約」（契約金額：31億8,605万134円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）を、A（以下「受託者」という。）と締結している。

当該契約においては、原則として、受託者が一般的な損害等に係る補修費用を負担すること、ただし、局の責任による場合には、局が補修費用を負担すると定めている。

ところで、小滝橋自動車営業所において、受託者による構内接触事故のために損傷した施設の補修の実施状況について見たところ、所は、「杉並支所自家用給油所アイランド補修工事」（契約金額：29万4,000円、契約締結日：平成22.11.14、工事期間：平成22.11.24～平成22.12.7）を、局の負担により実施していた。

また、バスにも損害が出ており、これについては、杉並支所車両整備場において補修を行っている。

確認したところ、部は、監査日（平成23.9.27）現在、施設の補修について、所からの当該補修工事に係る損害発生時の事故報告を速やかに確認し、受託者に対して適正に、補修工事

のために支出した金額を請求すべきであったのにもかかわらず、委託業務遂行の中で発生した事故処理に係る経費として「事業運営に必要な経費」と解し、委託業務の範囲を著しく逸脱した故意又は過失があったとはいえないとの不適切な判断のもと、請求を適正に行っていない。

一方、バスの補修についても、要した費用について速やかに算定のうえ、受託者に対して適正に請求すべきであったのにもかかわらず、受託者に対して請求すべき費用の算定が行われていない。

部は、受託者に対する損害賠償請求を適正に行われたい。

(自動車部)

(支出)

(2) 契約事務を適正に行うべきもの

市ヶ谷駅務管理所は、例年、武道館において、大学の卒業式が開催され、多数の乗降客があることから、平成22年度、乗客の案内整理業務及び駅構内の軽清掃を行うため、九段下駅における大学卒業式式典の旅客案内整理業務に係る委託契約(契約金額:24万8,430円、契約締結日:平成23.3.8)を、表1のとおり、Bと締結している。

しかしながら、当該契約の対象として予定されていた大学の卒業式式典は、平成23年3月11日に東日本大震災が発生した影響により、全てが中止となった。

ところで、所において、契約の事務手続きについて見たところ、所は、4月の入学式等の旅客案内整理業務を契約手続きなしで委託し、当該契約の解除等の措置を取っていなかった。

所が、当該契約の内容は履行されていないにもかかわらず、契約解除等の措置を行わなかったことは、適正でない。

所は、契約事務を適正に行われたい。

(市ヶ谷駅務管理所)

(表1) 旅客案内整理業務委託の対象卒業式

日	時	開催大学
平成23.3.17	9時~16時	C
平成23.3.23	9時~14時	D
平成23.3.24	9時~15時	E
平成23.3.25	9時~14時	F
平成23.3.26	9時~14時	G

(支出)

(3) 委託契約事務を適切に行うべきもの

自動車部は、定期券や乗車券の発売、再発行、払い戻し等の業務を、定期券発売所における乗車券発売等の業務委託契約(契約相手方:H、契約金額:1億2,354万9,300円、契約期間:平成22.4.1~平成23.3.31)を締結している。

部は、委託した定期券や乗車券の発売、再発行、払い戻し等の業務の結果を、委託発売等調定額報告書、電子データにより提出させ、確認することとしている。

現金の取扱いについて、局では、東京都交通局会計事務規程（昭和30年交通局規程第11号）により、局の収納する現金及びつり銭準備金を取り扱わせるために現金取扱員を置くこととし、現金取扱員が取り扱える金額の限度を、一日分の収納額と定めている。

このため、定期券や乗車券の発売、再発行、払い戻し等の業務に係る現金の取扱いについても、日次単位でその収納額を適切に把握することが求められる。

しかしながら、契約の執行状況を確認したところ、部は、必要に応じて、委託発売等調定額報告書、電子データを提出させ、確認するとしており、仕様書の内容を確認しても、部は、監査日（平成23.9.26）現在、委託業務での発売等の実績報告書の報告内容・時期・方法及び様式を明確に定めていなかった。

部は、委託契約事務を適切に行われたい。

（自動車部）

（財産）

（4）行政財産の使用許可の手続きを適正に行うべきもの

局が管理する行政財産は、東京都交通局公有財産規程（昭和39年交通局規程第17号、以下「規程」という。）により、国又は地方公共団体等が公用又は公共用に使用するとき、職員、旅客等が利用する食堂、売店等に使用するとき、そのほか、局長がやむを得ないと認めるとき等には、その用途又は目的を妨げない限度において、使用を許可することができるとしている。

なお、局長がやむを得ないと認める場合には、きわめて例外的な取扱いとなるものであることから、当然、制限的に運用することが求められる。

ところで、渋谷自動車営業所の施設内を見たところ、監査日（平成23.9.20）現在、表2のとおり、1が10年程前に倉庫を設置し、行政財産（土地：5.003㎡）を使用していたが、規程に基づく行政財産の使用許可の手続きが適正に行われていないことが確認された。

所は、行政財産の使用の用途及び目的が適正かを判断のうえ、当該手続きを適正に行われたい。

（渋谷自動車営業所）

（表2）倉庫の状況

番号	サイズ（cm）	面積（㎡）	備考
1	巾92×奥行80×高さ188	0.736	運動用具置場
2	巾227×奥行188×高さ210	4.267	運動用具置場
計		5.003	

3 意見・要望事項

(財 産)

(1) 事業所内の理髪室の廃止に向けて

局が管理している事業所には、表3のとおり、理髪室が10か所設置されている。

資産運用部は、これらの理髪室に係る行政財産の使用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び東京都交通局公有財産規程（昭和39年交通局規程第17号、以下「規程」という。）により、Jからの使用許可申請を適切と認め、許可を行ってきた。

職員部は、これらの理髪室を、職員の福利厚生施設として所管しており、Jと理髪業務委託契約を締結した契約業者が、理髪室を運営することとしている。

いずれも事業所内にあるため、外部からは入れない構造であり、専ら職員用となっていることから確認したところ、部は、職員の福利厚生目的にとどまらず、企業側から見た場合にも、職員の身だしなみ整正に資することから、行政財産の適切な使用であると説明する。

しかしながら、行政財産の使用許可という観点から見ると、事業所内の理髪室の設置は、福利厚生施設として真にやむを得ない状況にあるものとするには、問題点があるものと考えられる。

職員部には、事業所に設置されている理髪室の廃止に向けて検討することが望まれる。

(職 員 部)

(表3) 理髪室の設置状況

番号	事業所名	行政財産使用 被承認者	運業者	面積 (㎡)
1	大島運輸指令区	J	K	31.14
2	木場車両検修場 (高松庁舎)			38.38
3	江戸川自動車営業所		L	22.30
4	志村車両検修場 (工場)		M	24.15
5	工務事務所		N	17.10
6	千住自動車営業所		O	16.24
7	渋谷自動車営業所		P	14.05
8	深川自動車営業所		Q	27.90
9	北自動車営業所		R	22.75
10	江東自動車営業所		S	18.40

水道局

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

(支 出)

ア 再リース契約に係る積算を適正に行うべきもの

水道局は、「IT経費適正化マニュアル」(総務局)及び「リース契約マニュアル」(水道局)(以下、合わせて「マニュアル」という。)により、当初リース契約におけるリース料と保守料の契約金額の内訳が不明であるときは、当初リース時の積算額に落札率を乗じて、再リース時の積算を行うこととしている。

しかしながら、局は、表1のとおり、当初リース時の積算から再リース契約の積算を行うにあたり、積算を誤っており、適正でない。

その結果、3契約についてマニュアルに基づき試算すると、表1のとおり、273万4,210円が過大積算に、72万8,037円が不経済支出になっている。

総務部は、再リース契約に係る積算を適正に行われたい。

(総務部)

(表1) 適正でない積算となっている再リース契約

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	再リースの積算誤りの内容	過大積算額	不経済支出額
水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約(その3)	平成 22.7.1 ～ 平成 23.3.31	12,074,782	① 当初リース時よりも低い割引率を乗じた ② 当初リース時の落札率(98%)を乗じていない	1,366,670	350,742
水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約(その4)	平成 22.12.1 ～ 平成 23.3.31	18,863,539	① 当初リース時の落札率(78%)を乗じていない	794,420	—
レーザプリンタの賃貸借契約(長期TS19)	平成 23.2.1 ～ 平成 23.3.31	719,775	① 当初リース時の落札率31%を乗じるべきところ、誤って83%を乗じている	573,120	377,295
		31,658,096		2,734,210	728,037

(支 出)

イ 適切なリース期間で契約すべきもの

総務部は、水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約(その4)(当初リース契約期間：平成18.12.1～平成22.11.30、契約金額(総額)5,904万198円)

を締結している。

部は、当該リース期間中にサーバ装置の容量を拡充する必要に迫られたことから、平成22年2月、新たにサーバ装置（本体価格470万6,314円、初期設定費用124万2,150円）を追加してリース契約（契約期間：平成22.2.12～平成22.11.30、契約金額（総額）705万508円）を締結することとした。

ところで、これらのリース契約について見たところ、部は、追加装置のリース料につき、一般には10か月リースという料率の設定がないことから、3年リースの料率を基にして積算し、3年間リースした場合のリース料の総額を10か月で除した金額に相当する金額を、月額としている。

追加装置に関しては、契約金額705万508円から保守料（10か月分）を差し引いた609万8,623円が、機器に係るリース料として平成21年度（2か月分）及び平成22年度（8か月分）に支払われていた。

しかしながら、部が平成22年2月3日付けで追加装置を新たにリースするとしている一方、同日付けで当初装置を1年間再リースするとしていたことを踏まえると、部が、表2のとおり、追加装置のリース期間の終了時期を平成22年11月30日とするのではなく、当初装置の再リース終了予定日に合わせて平成23年11月30日までと調整していれば、再リース契約を締結する必要まではないものと認められる。

それにもかかわらず、部が平成22年度及び平成23年度契約において、再リース契約を締結し、再リース料として1年分を合計すると56万5,165円（うち平成22年度分は18万8,388円）を過大に支払うとしていることは、適正でない。

部は、適切なリース期間で契約されたい。

（総務部）

（表2）サーバ装置等の契約締結の状況

（単位：円）

日付	当初装置	追加装置		差額
		誤	正	
平成22.2.3	・リース決定 （～22.11.30） ・再リース決定	・リース決定 （～22.11.30） ・再リース決定	・リース決定 （～23.11.30）	/
平成22.2.12	終了	開始 （10か月）	開始 （22か月）	
平成22.11.30		終了		
平成22.12.1	再リース開始 （12か月）	再リース開始 （12か月）		
平成23.11.30	再リース終了	再リース終了	終了	
契約金額（リース料）		6,663,728	6,098,623	565,165

（注）文中及び表中の金額は、予定価格と契約金額の比率により試算

2 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 料金の収入管理に係る事務を適切に行うべきもの

局は、下水道料金徴収業務の委託に関する協定等に基づき、下水道局から下水道料金の徴収に関する事務の委託を受けていることから、23区内の下水道料金を、水道料金と併せて徴収している。

また、営業所は、一括による支払いが困難であるため、履行期限を延長すること又は分割納入することがやむを得ないと認められる場合には、水道使用者の申込みに基づき、支払期限の延期や分割納入を認める履行延期の特約を締結しており、分割納入された際には、納入金額を、水道料金と下水道料金とに適切に按分して収入することとしている。

ところで、江東営業所において、料金の収入管理に係る事務について見たところ、履行延期特約を締結した案件において、監査日（平成23.1.17）現在、平成19年4月から同年7月までの水道料金については、全額完済となっている一方で、同期間の下水道料金については、55万8,778円が未納となっている事案が認められた。

これは、履行延期の特約に基づき、分割納入を認められていた料金が、平成20年7月31日付けで金融機関に一括納入された際、料金管理システムである水道料金ネットワークシステム(以下「システム」という。)の処理上、本来下水道料金として収入されるべき金額の一部が水道料金として収入されていたことから、水道料金としては過納入となり、それが水道料金の次回請求分に誤って充当されたためである。

これについて確認したところ、表3のとおり、一括納入された翌営業日には、水道料金が過納入となったとして、システムから自動的に現金還付対象リストが出力されていること、さらに、平成22年6月7日及び平成23年1月11日には、所が行った履行延期特約の解約処理により、下水道料金の未納カードが出力されていることから、この間に修正を行う機会が複数回あったにもかかわらず、チェックを十分に行っていなかったことが認められた。

このため、結果として2年以上、誤処理が修正されることなく、下水道料金が未納状態とされてきたことは、適切でない。

所は、料金の収入管理に係る事務を適切に行われたい。

(江東営業所)

(表3) 主な経緯

年月日	事 項
平成20年7月31日	水道使用者から、履行延期の特約による水道料金、下水道料金（平成19年4月～同年7月分）の分割延納分が一括納入される。 ・水道料金：システム上では、全額が完済され、さらに、55万8,778円が過納入の状態となる。 ・下水道料金：システム上では、55万8,778円が未納となる。
平成20年8月1日	システム上は水道料金が過納入となっていることから、現金還付対象リストが自動的に出力される。 営業所は、下水道料金への振当て処理を行わず、過納入として、水道料金の次回請求分に充当する（平成20年9月18日）。
平成22年6月7日・ 平成23年1月11日	営業所が履行延期特約の解約に係る処理を行ったため、システムから下水道料金の未納カードが出力される。

(2) 下水道料金に係る還付金債務を適正に管理すべきもの

局は、下水道料金徴収業務の委託に関する協定等に基づき、下水道局から下水道料金の徴収に関する事務の委託を受けている。その事務の一環である過誤納金等の還付事務には、水道料金ネットワークシステム（以下「システム」という。）が用いられており、サービス推進部は、システムの維持管理等を所管している。

下水道料金は、公債権であり、時効の援用をすることなく、時効起算日から5年経過したときには消滅する。このため、部は、下水道料金に係る債権及び債務における時効に係る処理を適正に行う必要がある。

ところで、荒川、足立両営業所において、過誤納金等の還付に係る整理事務について、システムから出力された「現金還付対象集計リスト（料金）」等をもとに見たところ、監査日（平成23.1.17及び平成23.1.20）現在、時効起算日から5年以上経過しているにもかかわらず、時効消滅していない下水道料金に係る還付金債務が6件認められた。

これらは全て、現金書留の方法により下水道料金の還付を行おうとしたものの、不着として営業所に返送された案件であるが、システム上、設定されていなかった事例であったために、時効完成と認識されず、システム上債務として残っている状況となったものである。

営業所全体を見たところ、監査日（平成23.1.31）現在、同様な事例が156件（合計14万6,130円）発生していることが認められたことは、適正でない。

部は、下水道料金に係る還付金債務を適正に管理されたい。

(サービス推進部)

(3) 土地売買契約における契約保証金の取扱いを適正に行うべきもの

局は、水道局財務規程（昭和35年水道局管理規程第22号）により、契約を締結する際、契約保証金に係る事項を契約書に記載のうえ、契約金額の十分の一以上を契約保証金として納めさせることとしている。ただし、随意契約でその必要がないと認めるときなどの場合には、納めさせないことができるとしている。また、債務不履行により契約解除となった場合には、契約保証金は都の所有に帰属すると規定している。

ところで、経理部は、平成22年6月18日に、土地売買契約（町田市所在、旧南大谷ポンプ場跡地、1,114.77㎡）を、Aと、売買金額5,558万円（納期限6月30日）で随意契約により締結しているが、同年8月23日に売却金額の支払いがないことを理由として契約解除している。

しかしながら、この契約について見たところ、部が契約保証金に関する明確な意思決定を行わないまま、契約書に契約保証金に関する事項を記載せず、契約保証金を納めさせていないことは、適正でない。

部は、土地売買契約における契約保証金の取扱いを適正に行われたい。

（経理部）

（支 出）

(4) 水道緊急工事請負単価契約について

給水部は、水道法（昭和32年法律第177号）に基づき、局には常時水を供給する給水義務があることから、水道施設の突発的な事故等に適切に対応できるよう、水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）を複数の工事業者との間で締結し、各支所は、この契約を用いて、管轄する地域における維持補修を行っている。

ところで、次のとおり不適切な事例が認められた。

ア 緊急工事に係る発注を速やかに行うべきもの

各支所は、道路管理者や住民等から消火栓などに係る緊急に工事が必要な事案が発生したとの通報を受けたとき、直ちに現場を確認の上、緊急工事の実施が必要と判断した場合には、速やかに契約を締結している工事業者に発注することとしている。

ところで、南部支所において、水道緊急工事における工事請負者への発注及び工事施工の状況を見たところ、平成22年7月8日発注の「消火栓器械故障に伴う取替工事」については、受注した工事請負者と契約解除しているにもかかわらず、監査日（平成23.1.25）現在、支所は、次順位の業者など他に再発注していなかった。

当該消火栓は、栓全体としては止水されていたものの、本栓部分に故障があり、そのままでは、火災発生時の対応に問題が生じる可能性があることから、迅速な工事の施工が必要であったにもかかわらず、支所が速やかに工事の発注を行っていなかったことは、適切でない。

支所は、消火栓の故障に係る緊急工事について、発注を速やかに行われたい。

（南部支所）

イ 発注に係る事務手続きを見直すべきもの

給水部は、具体的な工事の発注を行う各支所に対し、工事の発注の公平・公正を確保するよう、平成17年度から「発注の手引き」を定め、あらかじめ支所が定めた順番での発注を基本としつつ、①請負者による辞退、②難易度の高い工事での優先発注などの配慮すべき事情にも十分注意しながら、均衡の取れた発注を行うよう、各支所を指導している。

ところで、中央支所において、発注状況を見たところ、監査日（平成23.2.1）現在、支所が管轄する9事業者における発注件数は、合計が633件、その平均が約70件であるにもかかわらず、最少32件から最大116件までと開きが生じていることが確認された。

施工発注簿等を見たところ、支所は、あらかじめ支所が定めた順番以外に発注を行った場合であっても、上記①、②等、いずれの事由によったのかについては明確にしておらず、発注が公平・公正に行われていたのかを確認することができない状況となっていることは、適切でない。

支所は、各々の発注が適切であったことを確認できる事由を明記するなど、発注の公平性、公正性が担保されるよう、発注に係る事務手続きを見直されたい。

部は、支所に対して、適切に発注に係る事務手続きを行うよう指導されたい。

（中央支所）

（給水部）

（その他）

（5）刊行物の販売に当たり在庫管理が適正に行われるよう指導を徹底すべきもの

局は、指定事業者の施行する給水装置工事に関する取扱手続、施行技術等の基本的な事項を体系的に網羅し、指定事業者に施行基準を示すことを目的として、指定給水装置工事事業者工事施行要領（以下「施行要領」という。）を策定し、給水部は、それを冊子（以下「本件刊行物」という。）にし、各営業所等の窓口を通じ、1冊当たり1,470円で販売している。

施行要領は、必要に応じて見直すものとされていることから、これまでに年1回程度改訂されるとともに、本件刊行物についても、数年おきに改版が行われており、直近では、平成22年6月に第7版が4,000部発行されている。

販売している刊行物については、販売収入の適正性を確認できるよう、販売部数を明らかにしなければならないことから、受払簿の作成などによる適正な在庫管理が求められる。

ところで、港、大田の各営業所において、本件刊行物の在庫管理の状況を見たところ、両営業所ともに販売した代金を適切に収入したとしているものの、在庫数の管理を行っていないため、販売部数と収入金額とが整合しているか、また、改版時に旧版の廃棄が適切に行われているか、いずれも確認できない状態が見受けられた。

これは、部が営業所等へ払い出す際、部自らは、受払簿を作成し、在庫管理を適正に行ってい

る一方で、各営業所に対しては、その取扱いを規定せず、適宜、部と同様に受払簿を作成の上、在庫管理を行わせるなどの十分な指導を行っていなかったことが原因となっている。

部は、本件刊行物の販売に当たり、事務取扱手続を策定するなどにより、在庫管理が適正に行われるよう、指導を徹底されたい。

(給水部)

(6) 発注工事に係る監理を適正に行うべきもの

局は、「工事関係検査基準の手引き」により、発注した工事について、契約書等に記載されている給付の目的物に未完成の部分がある場合、工事完了と認めず検査の対象としないと規定している。

ところで、北部支所において、「板橋区氷川町1番地先から同区板橋二丁目19番地先間外1箇所配水管布設替工事契約」(契約金額：2億2,431万1,500円、工事期間：平成20年6月24日～平成21年11月16日)に係る弁償金の収納状況について見たところ、監査日(平成23.1.14)現在、工事請負者から回収するべき弁償金944万5,514円が未納となっている。

この経緯を見たところ、表4のとおり、当該工事により布設した配水管の破損事故が平成21年12月2日に発生したことから、支所は、配水管を破損した工事者からの情報により、破損箇所の配水管の土被りが浅く、工事請負者が適切に施工を行ったかどうかについて調査の必要性があることを、工事完成検査(平成21年12月4日実施)の前に確認できていた。

しかしながら、支所は、直ちに局の検査部門へ通報を行う必要があったにもかかわらず、これを行わなかったため、検査では前回検査で不備があった書類について審査したことから合格となり、工事代金の全額を支払うものとなった。

他方、支所は、不適正な施工の修正に要した費用について、工事請負者に対して弁償金として求償している。しかしながら、工事請負者は、平成22年10月6日、民事再生手続が開始されており、その回収は、困難な状況に陥っていることが認められた。

支所は、このような事案が再発しないよう、発注工事に係る監理を適正に行われたい。

(北部支所)

(表4) 主な経緯

日付	工事請負者	支所	局の検査部門
平成21年11月27日			第1回目検査（現場検査・書類審査）。書類不備のため不合格
平成21年12月 2日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 工事箇所内において、他企業工事による配水管破損事故が発生 </div> 配水管を破損した工事者からの情報により、配水管の土被りが浅いことが判明	
平成21年12月 4日			第2回目検査（書類審査）合格
平成21年12月11日 ・ 平成21年12月18日		工事請負者の施工状況について、試験掘りを実施したところ、次の事実が判明 ①修理箇所の土被りが、設計では90cm必要であるのに、25cmであること。 ②手直し工事が必要な部分が長く、部分的な対応では手直しが不可能なこと。	
平成21年12月21日	手直し工事に対応できない。	支所が手直し工事を実施し、弁償金を工事請負者に対して請求する方針を固める。	
平成22年 1月13日	債権（工事代金）を第三者に譲渡済み	債権譲受者から提出された工事代金の請求書を受理	
平成22年 1月15日		工事代金の全額を債権譲受者に支払う。	

下水道局

1 指 摘 事 項

(支 出)

(1) 登記事務委託について競争入札の導入を検討すべきもの

経理部は、譲与国有地等表題登記調査委託単価契約（複数単価契約、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31、契約金額：2,917万9,616円）を、Aを契約相手方として、特命随意契約を締結している。

譲与国有地とは、下水道局が下水道法（昭和23年法律第79号）第36条に基づき、下水道施設保全のため譲与を受けているものである。平成19年度以降譲与された物件は3件のみで、本契約は局有地と合わせて11件を発注予定としている。

Aは、登記が大量に一時期に集中して申請された高度経済成長期に、登記事務の適正かつ迅速な実施に寄与するために設立されており、部は、Aが登記事務の適正かつ迅速な実施を唯一履行できるとして特命している。

しかしながら、現状は登記申請が大量に一時期に集中してはおらず、Aが設立された時の状況とは異なっており、

- ① 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）は有資格者間の競争活性化のため平成14年5月7日付で改正され、A以外の土地家屋調査士法人も受託できる仕組みとなっていること
- ② 地方自治法における契約の原則は一般競争入札であり、契約に関してはできるだけ競争を働かせることが望ましいこと
- ③ 土地家屋調査士の営業エリアは所属する土地家屋調査士会各支部の管轄区域に限定されていないこと

などから、登記事務の委託について特定の者に一括発注するのではなく、競争入札を取り入れることを検討する必要がある。なお、Aの監督官庁である法務省のほか、国土交通省の各出先事務所等においても登記事務の一般競争入札が実施され、土地家屋調査士法人が業務を受注している。

部は、登記事務委託について競争入札の導入を検討されたい。

(経 理 部)

教育庁

1 重点監査事項

(1) 選定事項

リース契約を選定した。指摘事項は別項のとおりである。

(2) 指摘事項

ア パーソナルコンピュータの調達方法の検討を行うべきもの

ファイナンス・リース契約は、中途解約不能（ノン・キャンセラブル）で、かつ、リース物件から得られるすべての経済的利益を享受すると同時にコストをすべて負担する（フル・ペイアウト）ものである。

ところで、指導部が締結したパーソナルコンピュータのリース契約について見たところ、表1のとおり、1年6か月または2年3か月という短期間のリース契約となっている。

一般的に、ファイナンス・リース契約は、実質的に資金の借入れの性質を有することから、リース物件が通常使用できる期間よりも著しく短い期間でリース契約を行うと、短い返済期間で借入れ資金の全額を返済することとなるためリース料が高額となり、不経済となる。

したがって、使用期間が短期間の場合には、ファイナンス・リースのほか、リース期間終了後の残存価格を設定のうえ契約金額に反映させるオペレーティング・リースや、業者が機材の調達を行ったうえで比較的短期間の貸出しを受けるレンタルによる調達といった他の方法についても検討を行い、それぞれの長所・短所を比較したうえで、調達方法を決定する必要がある。

しかしながら、部は、本契約の締結に先立ち、その調達方法について十分な検討を行っていない。

部は、パーソナルコンピュータの調達に当たって、使用期間を考慮して、その調達方法を検討されたい。

(指導部)

(表1) リース期間が短期間となっている契約

(単位：円)

契約件名	契約金額	契約期間
緊急雇用職員用パーソナルコンピュータ等の借入れ	4,025,700	H22.10.1～H24.3.31
緊急雇用非常勤職員のパーソナルコンピュータ等の借入れ	12,836,880	H22.1.1～H24.3.31

イ リース契約に係る積算について

都立学校教育部及び指導部が行った表2のリース契約について見たところ、次のとおり、適切でないものが見受けられた。

(ア) リース契約に係るリース料の積算を適切に行うべきもの

都立学校教育部は、都立中学校及び中等教育学校給食予約システム機器の借入れ(その3)

契約について、保守の必要のないLAN配線も保守対象に含めて保守料を算出しているため、積算が52万5,000円（監査事務局試算）過大となっている。

部は、リース契約に係るリース料の積算を適切に行われたい。

（都立学校教育部）

（イ）リース契約に係る保守料の積算を適切に行うべきもの

指導部は、緊急雇用職員用パーソナルコンピュータ等の借入れの契約において、月額リース料の算出に当たって、リース料率の適用を誤るとともに、リース料の計算方法が誤っているため、適正な積算額を検証できない。

部は、リース契約に係る保守料の積算を適切に行われたい。

（指導部）

（表2）不適切な積算となっているリース契約

（単位：円）

	件名	契約金額	契約期間
都立学校教育部	都立中学校及び中等教育学校給食予約システム機器の借入れ（その3）	22,491,000	平成20.4.1～ 平成25.3.31
指導部	緊急雇用職員用パーソナルコンピュータ等の借入れ	4,025,700	平成22.10.1～ 平成24.3.31

ウ リース料を積算すべきもの

契約を締結するに当たり、契約目途額を設定するには、その根拠を明確にしておく必要があり、リース契約においては、リース料及び保守料を適正に積算する必要がある。

ところで、総務部ほか3部所のリース契約について見たところ、表3のとおり、積算の内訳がリース料及び保守料の月額のみなどとなっており、積算の算定根拠が不明となっている。

各部所は、リース契約の締結に当たりリース料を積算されたい。

（総務部）

（都立学校教育部）

（東部学校経営支援センター）

（西部学校経営支援センター）

(表3) 積算の算定根拠が不明なリース契約

(単位：円)

所 属	件 名	契約金額 (平成 22 年度分)	契約期間
総務部	緊急地震速報システムの借入れ	9,651,600	平成 21.3.1～ 平成 25.3.31
都立学校 教育部	都立南多摩高等学校外 5 1 校空気調和機等の借入れ (西部学校経営支援センター所管区)	172,489,212	平成 20.1.1～ 平成 28.3.31
	都立小山台高等学校外 4 4 校空気調和機等の借入れ (中部学校経営支援センター所管区)	151,047,036	平成 20.1.1～ 平成 28.3.31
	都立六本木高等学校外 2 5 校空気調和機等の借入れ (東部学校経営支援センター所管区)	92,651,328	平成 20.1.1～ 平成 28.3.31
	都立立川国際中等教育学校給食予約システム機器の借入れ	1,743,840	平成 21.4.1～ 平成 25.3.31
東部学校経営 支援センター	サーバ機等の借入れ (科学技術高等学校)	7,058,136	平成 21.5.1～ 平成 27.3.31
	サーバーの借入れ (六郷工科高等学校)	6,804,000	平成 21.3.1～ 平成 26.2.28
西部学校経営 支援センター	平成 22 年度出勤データ管理ソフトの借入れ (武蔵高等学校外 22 校)	7,824,600	平成 20.7.1～ 平成 24.6.30

(2) 意見・要望事項

ア リース契約における料金の内訳の把握について

教育庁内のリースに係る契約手続きについて見たところ、表 4 のとおり、契約金額における料金の内訳 (リース料・保守料) が不明となっている契約が見受けられた。

これは、契約締結時において、契約相手から契約金額の内訳書を徴していないことによるものである。

リース期間終了後、再リースにより契約を継続する場合には、当初リース契約におけるリース料と保守料の内訳が再リース契約時の積算根拠となるものである。

各部所には、リース契約における料金の内訳 (リース料・保守料) を把握するよう、特段の努力が望まれる。

(総務部)

(都立学校教育部)

(中央図書館)

(表4) 料金の内訳(リース料・保守料)が不明となっている契約

(単位:円)

所 属	件 名	契約金額 (平成22年度分)	契約期間
総務部	緊急地震速報システムの借入れ	9,651,600	平成21.3.1～ 平成25.3.31
都立学校 教育部	都立高等学校定時制(夜間)課程学校給食予約システム機器の借入れ	40,362,840	平成20.5.1～ 平成25.3.31
	都立中学校及び中等教育学校給食予約システム機器の借入れ(その3)	4,498,200	平成20.4.1～ 平成25.3.31
	都立立川国際中等教育学校給食予約システム機器の借入れ	1,743,840	平成21.4.1～ 平成25.3.31
	出勤管理用機器及びソフトの借入れ (都立文京盲学校外53校)	13,713,042	平成22.9.1～ 平成27.8.31
	出勤管理用機器及びソフトの借入れ (都立学校44校)	10,799,061	平成22.9.1～ 平成27.8.31
	出勤管理用機器及びソフトの借入れ (都立学校23校)	10,258,920	平成22.1.1～ 平成26.12.31
中央 図書館	パーソナルコンピュータ等の使用賃借 (中央図書館他2館)	2,230,200	平成20.4.1～ 平成24.3.31

2 指摘事項

(歳入)

(1) 授業料の未納管理を適切に行うべきもの

都立高等学校における授業料の未納管理について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

各学校は、授業料の未納管理を適切に行われたい。

(足立東高等学校)

(世田谷泉高等学校)

ア 足立東高等学校では、監査日(平成23.5.13)現在、平成21年度分授業料6万1,200円(生徒1人分)が未納となっている。

未納管理の状況を見たところ、当初納期限を10か月経過してから交渉経過を記録する個人別管理簿の記載が開始されており、記載を開始した後の記載内容についても督促や催告の経過についてのみとなっており、未納理由や保護者との交渉内容など具体的な記載がなかった。

未納管理に当たっては、未納者との交渉内容を詳細に記録し、未納者の状況に応じた対応を行う必要があるにもかかわらず、個人別管理簿の記載を適切に行っていなかった。

イ 世田谷泉高等学校では、監査日(平成23.5.11)現在、平成20年度から平成22年度分授業料32万7,800円(生徒10人分)が未納となっている。

未納管理の状況を見たところ、学校は定期的に督促の文書を送付するのみで、未納者の状況を把握する努力を行っていなかった。

未納管理に当たっては、電話や面接を行い、未納理由や家庭の状況を把握し、未納者ごとにその状況に応じた対応を行う必要がある。

(2) 債権管理の指導を徹底すべきもの

上水高等学校ほか2校は、平成14年度、Aとストーブ点検ほか3件の委託契約等を締結したものの、Aが自主廃業したことにより、これらの契約が不履行となったことから、表5のとおり、平成14年11月から平成15年5月にかけて、Aに対して契約違約金を請求している。

ところで、各校におけるその後の債権管理の状況について見たところ、平成17年度に催告を行って以降、平成22年9月に再び催告を行うまで5年以上にわたってAと連絡を取っておらず、また、督促も行っていないことなどが認められた。

この結果、都立学校教育部がこれらの回収見込み不明な債権155,172円を未収金として計上している状況となっている。

部は、各学校に対して債権管理を適正に行うよう指導を徹底されたい。

(都立学校教育部)

(表5) 契約違約金に係る債権管理の状況

(単位：円)

学校名	未収金額	内 容
上水 高等学校	12,316	・請求書送付：平成15年5月20日 ・平成17年4月に催告を行って以降、平成22年9月に再び催告を行うまで5年以上、債務者と連絡を取っていないなど、債権回収の取組を行っていない。 ・督促を行っていない
八王子桑志 高等学校	55,339	・請求書送付：平成14年11月22日 (平成15年4月17日 一部収入) ・平成15年4月に一部収入して以降、平成22年9月に会社の登記状況を確認するまで7年以上、債権回収の取組を行っていない。 ・督促を行っていない
日野台 高等学校	87,517	・請求書送付：平成14年12月5日 ・平成14年12月に請求書を送付して以来8年以上、債権回収の取組を行っていない。 ・督促を行っていない。
計	155,172	

(注) 上水高等学校は、旧武蔵村山東高等学校(平成15年度末閉校)、八王子桑志高等学校は、旧八王子工業高等学校(平成21年度末閉校)の債権を引き継いでいる。

(その他)

(3) 学校徴収金の管理を適切に行うべきもの

学校では、授業料のほかに、個人負担とする経費として、生徒個人の所有となる教材の購入等に充てる積立金や給食費、生徒会費などの学校徴収金を徴収している。積立金及び給食費の各生徒の収支については、個人別管理表を用いて管理している。

ア 学校徴収金が残高不足とならないよう個人別管理を適切に行うべきもの

学校徴収金の執行に当たり、残高が不足する生徒に対し教材の購入など学校徴収金の支出を行うことは、結果として、他の生徒の学校徴収金から支出することとなる。

学校は、このようなことを避けるため、個人別の管理を着実にを行い、残高不足を避けるよう

適切に管理することが重要である。管理に当たっては、徴収努力とともに、残高不足が発生する前に支出を停止することも必要である。

ところで、学校における学校徴収金の個人別管理の状況を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

各学校は、学校徴収金が残高不足とならないよう個人別管理を適切に行われたい。

(世田谷泉高等学校)

(国分寺高等学校)

(八王子拓真高等学校)

(園芸高等学校)

(ア) 世田谷泉高等学校では、平成19年度生及び平成20年度生の積立金及び教材費について、学校が未納者に対して、納入がない場合には積立金又は教材費の支出を停止すると通知しているにもかかわらず、支出を続けたため、平成22年度末現在、5人の生徒の残高が6万362円不足となっている。

(イ) 国分寺高等学校では、1人の生徒の積立金残高が3万5,362円となっているにもかかわらず、修学旅行等の経費(5万7,424円)を支出し、コース別返還金が発生したとして、1,490円を生徒に返金している。

学校は、修学旅行の参加に当たり、生徒から不足分を徴収しておらず、このため、監査日(平成23.5.17)現在、残高が2万3,552円不足となっている。

(ウ) 八王子拓真高等学校では、1人の生徒の積立金残高が2万5,117円となっているにもかかわらず、不足分を徴収せず、学校は、修学旅行等の経費(6万4,399円)を支出したために、平成22年度末現在、残高が3万9,282円不足となっている。

(エ) 園芸高等学校では、全日制の生徒については、修学旅行の参加に当たり、学校が不足分を徴収しておらず、また、定時制の生徒については、個人別収支の把握が遅れていることにより積立金等の支出の停止が行われていなかった。

このため、平成22年度末現在、4人の生徒(全日制2人、定時制2人)の積立金残高が5万6,318円、また、定時制19人の生徒の給食費の残高が33万6,570円不足となっている。

イ 積立金の残額を速やかに返還すべきもの

園芸高等学校における退学者に対する積立金の返還状況を見たところ、監査日(平成23.5.24)現在、学校は、3人の退学者に対して残額7万164円を適切に返還しておらず、うち1人については、2年以上返還しないままとなっていた。

学校は、速やかに積立金の残額を返還されたい。

(園芸高等学校)

(4) 学籍の管理、授業料及び学校徴収金に係る事務処理を適切に行うべきもの

橘高等学校における学籍の管理、授業料及び学校徴収金等に係る事務について見たところ、次のとおり、監査日（平成23.5.26）現在、適切でない点が認められた。

学校は、校長等による事務の統制を十分に行い、学籍の管理、授業料及び学校徴収金に係る事務処理を適切に行われたい。

（橘高等学校）

ア 学籍管理について

授業料未納者の生徒の状況について見たところ、退学の手続きを行っていないものの、事実上在学していない生徒が2人いることが認められた。

確認したところ、2人とも登校しておらず、うち1人の生徒は、退学の手続きを行っていないにもかかわらず、生徒指導要録（注）では退学したこととなっている。また、他の1人の生徒は、退学の手続きを行っていないにもかかわらず、学校は、生徒に関する事務を全く行っておらず、退学したものとして取り扱われている状況にある。

（注）生徒指導要録：学校教育法施行規則により、作成が義務付けられている生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の記録

イ 授業料の未納管理について

生徒7人分の平成20年度及び平成21年度分授業料60万4,800円が未納となっている。

未納管理に当たっては、未納者との交渉内容を詳細に記録し、未納者の状況に応じた対応を行う必要がある。

しかしながら、学校は、未納者に対し、電話や個別訪問により督促を行っているとしているものの、個人別管理簿を作成しておらず、交渉の状況が確認できなかった。また、納入を促すための納入確約書を提出させているのは1人だけであり、残りの6人については納入確約書を提出させていない。

ウ 学校徴収金の個人別管理について

（ア）全日制課程では、平成22年度末現在、徴収努力とともに残高管理が不十分であったため、残高が不足しているにもかかわらず、教材等の経費支出を行ったことから、35人の生徒の残高が103万7,747円不足しており、うち第3学年の5人については、修学旅行の経費（1人当たり13万1,947円）を支出していた。

また、平成22年度に卒業した7人の生徒の残高不足分55万1,387円が未納のままとなっている。

（イ）定時制課程では、積立金について、平成22年度末現在、2人の生徒の残高が8,135円不足となっている。また、給食費について、残高が不足しているにもかかわらず、給食を継続していた生徒が7人おり、うち4人の生徒の残高が3万9,570円不足となっている。

なお、交渉内容を記録し、未納者との交渉に役立てるための個人別管理簿について見たと

ころ、徴収努力が行われてはいるものの、記載が年度の途中で終わっているもの、納入経過が記入されていないものが多数認められた。

(5) 各種検定試験に関する適切な事務処理手順を定めるべきもの

五日市高等学校では、日本漢字能力検定の実施に当たり、自校を受検会場として団体受検を行っている。

学校は、検定料を生徒の積立金から支出しており、他方、日本漢字能力検定を実施する団体から、自校を受検会場としたこと経費として、事務連絡費については、検定料合計の1割（3万6,720円）を、また、準会場実施経費については、定額（2万5,000円）を受け取ることでとしている。

その結果、学校は、日本漢字能力検定を実施する団体から受領する分を検定料から差し引いて納付しており、事務連絡費分を各生徒に還元し、準会場実施経費分を検定テキスト等の教材の購入に充てることとしていた。

しかしながら、これらの経費は、学校が行う検定事務の経費が学校に支払われているものであることから、都の歳入として計上すべきものと考えられる。また、各生徒に還元するという考え方もある。

このように、これらの経費の取扱いについては、検討を要する事項が多く、同様の事例が漢字検定のみならず学校で実施する各種検定においても生じる可能性がある。

これらの経費が職務に関連した業務から生じるものであることから、不明瞭な取扱いを招くことのないよう、都立学校教育部は、各種検定試験に関する事務処理手順を定める必要がある。

部は、各種検定試験に関する適切な事務処理手順を定められたい。

（ 都立学校教育部 ）

平成23年度
登録第9号

平成23年各会計定例監査（平成22年度執行分）報告書

平成24年2月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03（5321）1111（代）
都庁内線55－531
03（5320）7017（直通）
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印 刷 株式会社三州社
電 話 03－3433－1481（代）

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。